

生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた 事業者団体向け手引き (案)



- 目次 -

はじめに	1
第1章 事業活動と生物多様性.....	3
第2章 取組の進め方.....	5
第3章 取組を進めるための8つの手段	7
A. 体制を構築する	7
B. 事業活動と生物多様性との関わりを把握する.....	10
C. 行動指針を作成する.....	17
D. 目標を設定する	20
E. 行動計画を作成する	23
F. モニタリング	25
G. 能力構築.....	27
H. コミュニケーション	30
資料編.....	34
行動指針等作成済みの事業者団体の取組事例	34
一般社団法人 日本建設業連合会	35
日本製薬工業協会	36
日本製紙連合会	37
電機・電子4団体	38
名古屋商工会議所	39

はじめに

地球が誕生して以来、長い時間をかけて私たち人間も含めた様々な生物が生まれ、つながりあって生きてきました。この生物多様性がもたらす恵みによって、私たちの命や暮らしは支えられています。大量生産・大量消費を基調とする生活は、生物多様性を脅かす大きな要因となっています。将来にわたり、私たちが生物多様性の恵みを楽しんでいくためには、社会を構成するあらゆる主体が連携し、生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組んでいく必要があります。

生物多様性の保全と持続可能な利用の重要性が、国、地方公共団体、事業者、NPO・NGO、国民などの様々な主体に広く認識され、それぞれの行動に反映されることを、「生物多様性の主流化」と呼んでいます。事業者も、様々な事業活動や社会貢献活動を通して、生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組むことが求められています。

多くの事業者からは、「生物多様性の問題は抽象的で、何から取り組めばよいのか分からない」という意見がよく聞かれます。しかし、普段の事業活動の中には、生物多様性と密接な関係があるものが多数存在します。例えば、地元商品の活用などは、地域貢献のためだけではなく、地域の生態系の維持向上にも役立つ重要な取組です。事業活動の多くは、実は生物多様性とは切っても切り離せない関係にあるのです。

事業活動は多岐にわたるため、生物多様性の恵みを受け、影響を与えているのは、一部の事業者に限られることではありません。農林水産業、建設業、製造業、小売業、さらに金融業やマスメディアであっても、自然環境や農産物、木材、水産物などの生物資源の利用、サプライチェーンなど商品の流れや投融資を通じて、様々な場面で生物多様性との関わりがあります。事業活動が生物多様性や生態系サービス（自然の恵み）に与える負荷やどれほど利用しているかを把握する手法については、様々な発展してきました。また、近年では自然資源を資本ととらえ、事業活動の報告の仕組みに組み込み、この情報を投資家に開示する動きも出てきています。また、ISO14001においても、2015年の改訂において、環境方針に盛り込むべき事項として生物多様性に関する事項が例示されるなど、生物多様性への取組の重要性が増しています。生物多様性の保全と持続可能な利用に配慮した事業活動を進めていくことは、事業者の信頼性確保やリスクの回避の面からも非常に重要な取組であり、事業活動を持続するために必要不可欠なものとなっているといえます。

事業活動と生物多様性の関係は複雑で、事業の内容によって様々ですが、同一業種であれば事業活動と生物多様性の関係は類似していると考えられます。このため、業界をまとめる立場にある事業者団体には、業界の特性を考慮した行動指針等の作成や、所属団体への能力構築など、重要な役割を担うことが期待されています。特に、中小の事業者の取組が進んでいない現状から、事業者団体の取組による中小の事業者による取組の促進が期待されます。また、地方経済界にも、地方の事業者の取組を促進する役割が期待されています。

本手引きでは、事業者団体が業界における生物多様性の保全と持続可能な利用に関する取組を促進する際のヒントとなるよう、事業活動と生物多様性との関わり方の把握や、業界における行動指針の作成など、8つの有効な手段について、その考え方や実践の方法、具体の取組事例などを紹介します。これから取組を始めようとする事業者団体の方々の参考になれば幸いです。

手引きの目的

本手引きは、業界をとりまとめる立場にある事業者団体の方々が、業種の特性を考慮した取組の方向性を示す、あるいは所属団体に支援を行う際などに参考としていただくことにより、個々の事業者による生物多様性の保全と持続可能な利用の取組が促進されることを目的としています。

手引きの内容

本手引きは、業界における生物多様性に関する取組を促進していこうとする事業者団体が、取組を実践する際のヒントとなるよう、取組の各場面に応じた手段や事例を紹介しています。

第 1 章では、事業活動と生物多様性の関係について、第 2 章では、取組を進めるうえでの考え方と、取組を進めるための 8 つの有効な手段について紹介しています。第 3 章では、各手段についての考え方や実践の方法、具体的な取組事例を紹介しています。8 つの手段については、業界の特性や取組状況に応じて、どこからでも具体的な取組にすぐに取りかかることができる内容になっています。

具体的な取組事例として取り上げている事業者団体は、2015 年 3 月までに生物多様性に関する行動指針等を作成している団体の中から、業界の特性を考慮した取組の方向性を示すなど先駆的な取組を行っており、業界内外への波及効果や生物多様性に与えるインパクトが特筆すべきものである団体を選んでいます。これらの事業者団体について、行動指針等作成までの背景や体制などについてヒアリングを実施し、その概要を資料編で紹介しています。また 2015 年度に「生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた事業者団体向けモデル事業※」（以下、モデル事業とする）において対象となった事業者団体の取組事例については、第 3 章の中でより具体的に紹介しています。

手引きの対象

本手引きは、事業者、国民、民間の団体、地方公共団体、国といった主体の中で、主に事業者団体の方々を対象としています。

事業者団体においては、低炭素社会や循環型社会構築に向けた環境自主行動計画を策定していたり、環境に関する行動指針等を策定しています。生物多様性の保全と持続可能な利用に関する取組は、これらの既存の取組とも密接に関わってくるものであり、その仕組みや体制等を有効に活用して取り組んでいくことが期待されます。

※ 公募で採択された事業者団体が本手引きを活用し、コンサルタントの支援を受けつつ事業者団体としての生物多様性に関する取組を実施したものである。各団体の検討の補助のほか、有識者を招聘し課題等を共有する 2 回のワークショップを開催した。

第1章 事業活動と生物多様性

生物多様性の保全と持続可能な利用に関する取組とは

多くの事業活動は、生物多様性に影響を与え、また、生物多様性の恵みに依存しているため、事業者が生物多様性の保全と持続可能な利用に関する取組を実践することは、事業活動を持続可能なものとする上で不可欠です。また、事業活動が生物多様性に与える影響を把握することで、事業者は事業活動における潜在リスクを把握し、また、新たなビジネスチャンスを見つけることが可能となります。

リスク

- ・ 生物資源の減少による原材料の不足、原材料調達コストの増大
- ・ 生物多様性への悪影響の顕在化によるブランドイメージ・企業イメージの低下、社会的操業許可の危機
- ・ 環境品質の劣位による製品・サービスの市場競争力の低下
- ・ 金融機関の融資条件の厳格化による融資への影響
- ・ 生物資源の使用割当量の減少、使用料金の発生

チャンス

- ・ サプライヤーの取組の促進によるサプライチェーンの強化
- ・ 生物多様性への配慮を明示することによるブランドイメージ・企業イメージの向上、消費者へのアピールや同業他社との差別化
- ・ 生物多様性に配慮した新製品やサービス、認証製品等の活用による新たな市場の開拓
- ・ 社会的責任を重視する投資家へのアピール
- ・ 生物多様性に関する新たな規制等に適合した新製品の開発・販売

生物多様性の保全と持続可能な利用の取組は、一部の事業者の間で進みつつあるものの、多くの事業者からは「何から取り組めばよいのか分からない」という意見が多くあがります。しかし、各事業者が既に実施している様々な取組や戦略の一部が、生物多様性の保全と持続可能な利用に寄与していることがよくあります。例えば、「トレーサビリティの観点から国産原料に切り替えた」、「CSR活動の一環として社有地の緑化や国産材の利用拡大に取り組んでいる」といった取組も、実は、生物多様性の保全と持続可能な利用という観点からも非常に重要な取組ととらえることができるのです。

例えば…このような取組も生物多様性の保全と持続可能な利用に寄与しています！

トレーサビリティ確保のための
国産原料への切替

- ・ 輸送にともなう環境負荷の低減
- ・ 地域の生態系の維持向上

社有地の緑化
(外来種駆除等)

- ・ 外来種の駆除による
在来生態系の保全
- ・ 他の生物の生息場の提供

認証商品や地元でつくられた
商品の取り扱い

- ・ 生産活動に伴う生態系への
インパクトの削減
- ・ 持続可能性に配慮された産業
への支援

生物多様性をとりまく国内外の動き

事業活動における生物多様性の保全と持続可能な利用の取組については、2006年の生物多様性条約第8回締約国会議（CBD-COP8）において、初めて民間参画に関する決議がなされました。また、2010年に愛知県名古屋市で開催されたCBD-COP10において決議された事項のうち、愛知目標の個別目標4では、「政府、ビジネス及びあらゆるレベルの関係者」に対し、「持続可能な生産及び消費のための計画を達成するための行動」を求めています。多くの生物多様性の損失が、経済活動によって生じることから、事業者が生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組むことは重要であり、また消費者の行動の変化を促し、持続可能な社会の形成に資するという点からも、事業者の取組は欠かせません。

環境省では、生物多様性基本法や、CBD-COPの民間参画に関する決議を踏まえ、「生物多様性民間参画ガイドライン」の発行（2009年）や、生物多様性分野における事業者の取組の実態調査や事例収集（2013年）など、民間参画を促進するための様々な取組を進めてきました。

また、愛知目標の達成に貢献するため、国、地方公共団体、事業者、国民および民間の団体など、国内のあらゆるセクターの参加と連携を促進し、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する取組を推進することを目的として、2011年9月に「国連生物多様性の10年日本委員会（UNDB-J）」（委員長：一般社団法人日本経済団体連合会 会長、事務局：環境省）を設立し、生物多様性の主流化を促進するための様々な取組を推進してきました。

2014年10月に韓国で開催されたCBD-COP12においては、ビジネスセクターに対する奨励事項として、「生物多様性、生態系サービスに対する事業の影響分析」、「生物多様性の事業への統合のための行動計画の策定」、「企業報告枠組みへの生物多様性・生態系サービスに係る配慮の組込」などが決議されるなど、国際社会においても民間参画の推進が求められています。

また、2015年11月にイギリスで開催された自然資本連合^{※1}主催の世界自然資本フォーラムでは、自然資本プロトコル^{※2}のドラフト版とガイドライン案が発表されるなど、持続可能な事業活動のために、事業者は自らが使う自然資源を把握し、評価、情報開示していく動きが出ています。限られた資源をどのように使っていくかは世界的な課題であり、事業活動の中で生物多様性や生態系への影響把握と低減に向けて取り組むことは重要となっています。

※1 自然資本連合（Natural Capital Coalition）：2012年にWBCSD（持続可能な開発のための世界経済人会議）やGRI（グローバル・レポート・イニシアティブ）、国連環境計画、生物多様性条約事務局などによって立ち上げられた組織を元に、2014年に体制を拡大した国際的なプラットフォーム

※2 自然資本プロトコル：事業者が自然資本に与える直接的・間接的な影響と依存度を計測・評価する標準化された枠組み

事業者団体に期待される取組

現時点では生物多様性の保全と持続可能な利用に関する取組は体力のある規模の大きな事業者に偏っているのが現状です。これは、事業活動と生物多様性の関係性がわかりにくい点や、取組に伴うコストへの懸念、生物多様性の損失に起因するリスクが浸透していないことなどが主な要因と考えられます。

事業活動と生物多様性の関係は複雑で、事業の内容によって様々ですが、同一業種であれば事業活動と生物多様性の関係は類似していると考えられます。このため、業界をまとめる立場にある事業者団体は、事業者の生物多様性に関する取組を促進するにあたり、以下のような役割が期待されます。

- ・ 業界をまとめる立場として外部との調整役・窓口
- ・ 業界の特性を考慮した行動指針等の作成
- ・ 所属団体への能力構築の実施
- ・ 行政への政策提言や他業界への働きかけなど外部ステークホルダーとのコミュニケーション主体
- ・ 中小規模の事業者等への支援

このように、業界全体での取組を促進することにより、事業者団体に所属する各事業者が直面する可能性のある生物多様性に関わるリスクやチャンスに対し、一丸となって有効な対応策をとっていくことが可能となるでしょう。

事業者団体が取り組むことによって、業界にとっても以下の効果が期待されます。

- ・ 業界のリスク軽減と新たな市場創出を通じた業界全体としての成長促進
- ・ 生物多様性に関する情報（調達先の情報、セミナー等）の共有による情報収集の効率化
- ・ 業界の窓口を一元化することによる個社の負担軽減
- ・ 業界全体で取り組むことによる他業界（サプライヤー等）への交渉力の強化

2015年2月には、UNDB-J にビジネスセクターとして参画している団体による意見交換会において、ビジネスセクターがこれから目指すべき将来像や、各主体に期待される取組例などがとりまとめられ、事業者団体には、業種の特性を考慮した行動指針等の作成や、所属団体の取組を促進するための能力構築支援などの取組が期待されていることが、あらためて確認されました。（次ページ参照）

※詳細は「生物多様性に関する民間参画に向けた日本の取組」（第2版）をご覧ください。

5.4 事業者団体による取組

事業活動と生物多様性の関係は複雑で、事業の内容によって様々ですが、同一業種であれば事業活動と生物多様性の関係は類似していると考えられます。このため、業種をまとめる立場にある事業者団体（業界団体）が、業種の特性を考慮した取組の方向性を示すことなどにより、各業種において生物多様性に配慮した事業活動が行われるようになることが重要です。

1) 業種の特性を考慮した行動指針等の作成

事業者団体の中には、生物多様性に関する行動指針や行動計画を作成し、業種の特性を考慮した取組の方向性を示している団体もありますが、ごく一部の団体に留まっています。このため、各業種において生物多様性との関わりを把握し、業種の特性を考慮した行動指針等を作成し、所属団体に支援を行うことにより、業界内で生物多様性に配慮した事業活動が広がっていくことが重要です。

★目指すべき将来像

- ▶ 各業種において生物多様性への配慮が盛り込まれた行動指針等が作成され、これに沿った事業活動が広がっている。

■事業者団体に期待される取組例

- ▶ 業種の特性を踏まえて主な事業活動を整理し、生物多様性との関わりを把握する。
- ▶ 既存の行動指針等を活用する方法により、生物多様性に関する行動指針等を作成する。
- ▶ 所属団体の取組状況を把握し、業界における目標を設定する。
- ▶ 実施にあたっては、団体内に必要な体制を構築するとともに、所属団体とのコミュニケーションを図りつつ進める。
- ▶ 生物多様性に配慮した商品の選択や事業活動の評価が広がるよう、消費者等への情報発信や広報を行う。

2) 所属団体の取組を促進するための能力構築支援

事業者団体の中には、所属団体における能力構築を支援するため、教育訓練ツールを作成するなど先駆的な取組を実施している団体もありますが、まだ一部の団体に留まっています。このため、研修会の開催やツールの作成・提供等を行うことにより、所属団体の担当者の生物多様性に関する能力が高まり、経営層・従業員への訓練・コミュニケーションが効果的に行われるようになることが重要です。

★目指すべき将来像

- ▶ 所属団体の担当者の生物多様性に関する能力が高まり、経営層・従業員への訓練・コミュニケーションが効果的に行われている。

■事業者団体に期待される取組例

- ▶ 所属団体が事業活動と生物多様性の関係を把握する際に役立つツールを開発する。
- ▶ 業界における先駆的な取組をとりまとめて事例集を作成する。
- ▶ 担当者が生物多様性に関する取組の必要性・重要性を説明することができるよう、経営層向け・従業員向けの資料を作成する。
- ▶ 生物多様性に配慮した商品やサービスに係る認証制度について情報を収集する。
- ▶ セミナーや研修会を開催し、これらのツールの紹介、先駆的な取組事例の紹介、認証制度の普及啓発等を行う。

第2章 取組の進め方

取組をどのように進めるか

事業者団体と所属団体が連携し、業界一丸となって生物多様性に関する取組を進めている業界はまだ少数にとどまっていますが、その取組の過程や成果には、今後取組を進めていく他の事業者団体にとって有用なヒントが多く示されています。具体的な取組事例をもとに、事業者団体として生物多様性に関する取組を進める際に重要なポイントを以下に示します。

- ✓ 業界内の取組を促進する体制を構築する
- ✓ 業界の現状や既存の取組状況を把握する
- ✓ 業界として重点的に取り組むべき分野を把握する
- ✓ 業界としての指針や計画の作成、目標の設定に努める
- ✓ 事業者団体内や所属団体の能力構築に努める
- ✓ 所属団体や外部機関（市民団体、行政等）とのコミュニケーションの充実に努める

上記のポイントをふまえ、本手引きでは、事業者団体の立場として取組を進める際のヒントとなる8つの手段をご紹介します。これらの手段には特に取組順序等の決まりは無く、それぞれの業界の特性や取組状況に応じて、その時点で実践可能な手段を選び、着手することができます。各手段を組み合わせることで取組内容を充実させることも可能ですし、また、どれか一つの手段に集中的に取り組むといったことも可能です。

取組を始めるにあたっては、全くのゼロからのスタートだけでなく、業界内で既に実践していることを新たな視線でとらえ直し、既存のシステムをうまく活用するといった姿勢で取り組むことも効果的です。

■ 取組を進めるための8つの手段

A. 体制を構築する

業界内の取組を促進する体制を事業者団体内で構築する

B. 事業活動と生物多様性との関わりを把握する

現状の所属団体の取組状況の把握や、業界の主要な事業活動と生物多様性の関係性の分析を通じて、重点的な取組事項を整理する

C. 行動指針を作成する

業界としての取組の行動指針を作成する

D. 目標を設定する

業界としての目標を設定する

E. 行動計画を作成する

業界としての取組の進め方や、目標の達成等について工程等を定めた計画を作成する

F. モニタリング

取組の進捗状況や設定した目標の達成状況等をモニタリングする

G. 能力構築

事業者団体内の職員や所属団体に対し、情報やツールの提供、勉強会の開催等、能力構築を支援する

H. コミュニケーション

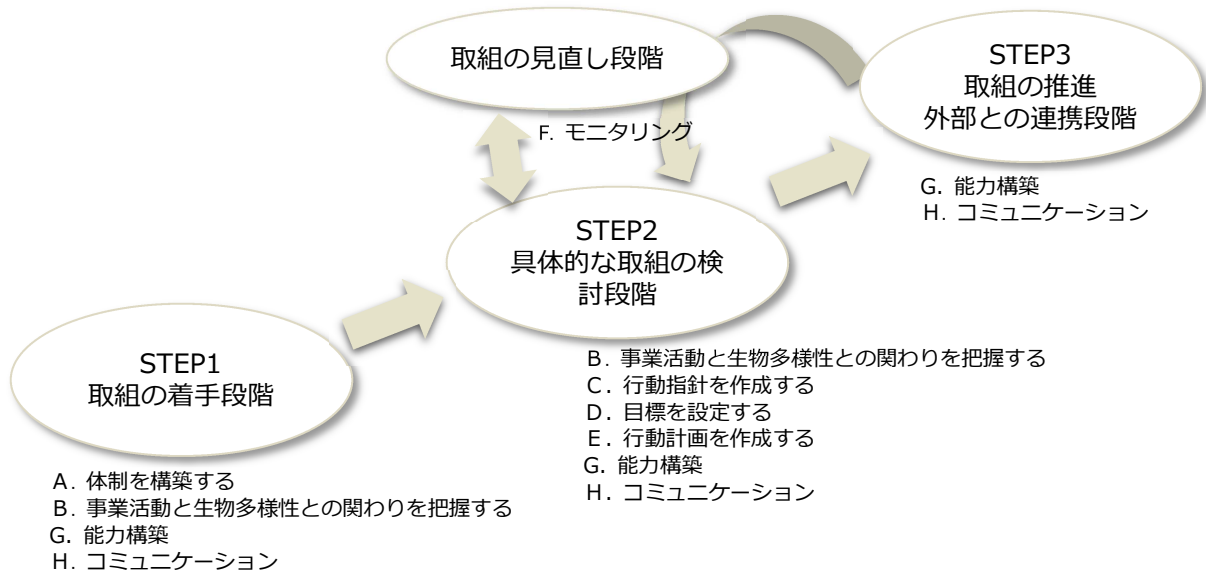
所属団体や外部機関とのコミュニケーションの充実に努める

※それぞれの手段の詳細は「第3章 取組を進めるための8つの手段」をご覧ください。

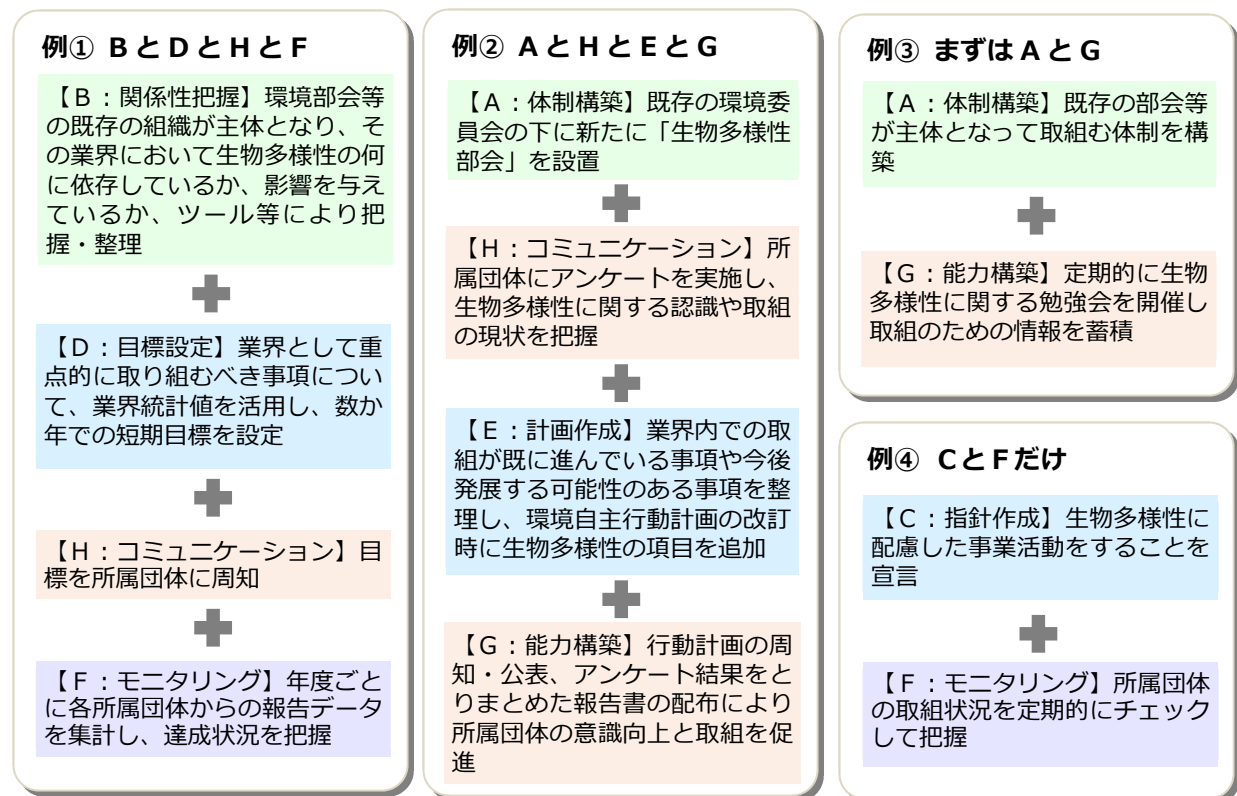
取組の例（各手段の組み合わせや取組順序）

各手段の組み合わせや取組順序の例をご紹介します。

取組の段階に応じて、想定される手段について整理したものが以下の図です。



組み合わせや取組順序に特に決まりはありませんが、上図も参考に、各業界の特性や取組状況に合わせ、できるところから取組を始めましょう。



第3章 取組を進めるための8つの手段

A. 体制を構築する

取組のポイント

- ✓ 所属団体と定期的に議論や情報共有する場を設けることで取組の推進力が生まれます。
- ✓ 業界団体の窓口（担当者）を組織内外に提示することで、業界の事業活動に関する情報が集約化されます。

❖ 考え方

取組を確実かつ効率的に進めるため、事業者団体内において取組の主体となる組織等を設置（決定）するとともに、所属団体や外部機関との連携を確保することが望ましいでしょう。

体制の構築にあたっては、①事業者団体内の体制構築、②所属団体との連携、③外部機関との連携、の3点にそれぞれ対応できる体制について考えるとよいでしょう。

ここで構築した体制は、全ての取組の手段において同一の体制で進めていくことが望ましいですが、業界内のその時々々の事情により体制が変化していく可能性も想定されるため、引き継ぎも念頭においておくといでしょう。

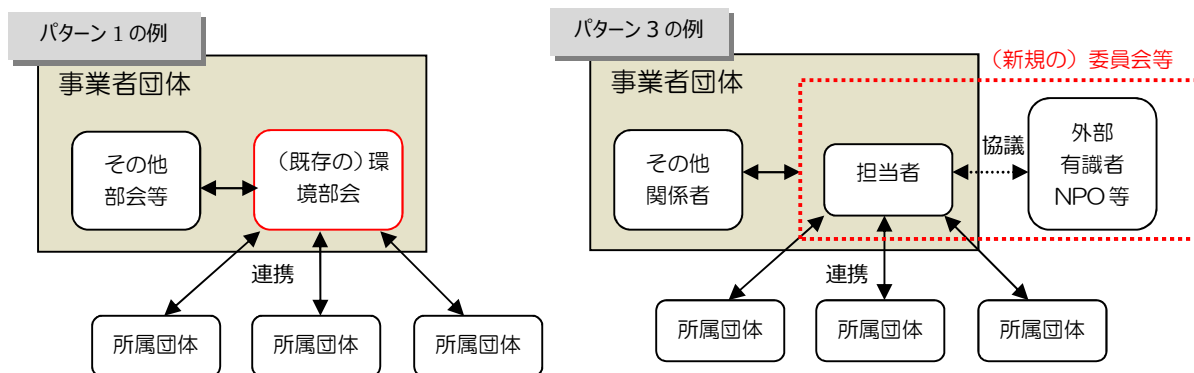
❖ 実践

①事業者団体内の体制構築

事業者団体の組織構造によって適切な体制は異なります。多くの事業者団体においては、環境部会等の組織が設置されていることから、これらの既存の組織が取組の主体となる場合が大部分と考えられます。場合によっては主体となる組織を新設することも方法の一つですが、予算・手続・組織上の問題などから以下に示すパターン1もしくは2が取り組みやすいと考えられます。なお、テーマに応じて、外部有識者等を含む委員会を設置し、第三者の意見を取り入れるという選択肢もあります。

取組の担当者は、指針等の策定後は事業者団体内の窓口となり、所属団体の進捗状況の把握や役員会への報告の役割を担うことが期待されます。なお、取組の各段階において、業界の取組の方向性を決める指針の検討や、異なる業種間での調整等も生じる可能性があるため、意思決定の権限に近い役員レベルの担当者を含めた体制であれば、なお好ましいと言えます。

体制の構築	概要
パターン1 (既存の環境を担当する組織が担当)	既存の「環境部会」等が担当となる。 所属団体の担当者で構成されている場合が多く（当番制等）、所属団体との連携がしやすい。
パターン2 (生物多様性に特化した部会等を設置)	既存の環境部会等の組織の下に生物多様性に関する取組を推進する作業部会等を設置する。既存の枠組みが活用可能であるとともに、担当が明確になる。
パターン3 (新規に委員会等を設置)	事業者団体内の環境部門の担当者が中心となり、有識者や市民団体（NPO・NGO）を含む委員会を設置する。体制の構築と同時に後述の外部機関との連携の場となる。



②所属団体との連携体制

所属団体において、取組の担当者を決定してもらうことで連携がスムーズになるでしょう。所属団体に向けた決定事項等の伝達や、所属団体からの要望のくみ上げ等、お互いに情報共有がスムーズに図れるような体制を整えることが望ましいです。

③外部機関との連携

取組の客観性の確保や社会的説明責任を果たすという観点から、有識者や市民団体等の外部機関の意見を取り入れることも推奨されます。前述のパターン 3 のように、外部機関を含む委員会を設けたり、アドバイザーの協力を仰ぐなどの形で、外部の意見を適宜取り入れる体制を意識しましょう。

❖取組事例

既存の取組事例における体制構築の例を以下に紹介します。

体制	内容	事業者団体名
パターン 1	既存の組織である環境安全委員会が中心となって、検討を実施した。当該委員会には、日本製薬工業協会の全会員会社（2015年6月現在、72社）が自主参加している。①②をメインとし③の役割も担っている。	日本製薬工業協会
	既存の組織である住宅部会の中の環境分科会が中心となって検討を実施した。①～③の役割を担っている。（BOX A-1 参照）	一般社団法人 プレハブ建築協会
パターン 2	環境委員会の下に生物多様性部会がある。 生物多様性部会では学識者、有識者から意見・アドバイスを受けている。①～③の役割を担っている。	一般社団法人 日本建設業連合会
	環境戦略連絡会の下に、生物多様性保全の推進支援を目的として生物多様性ワーキンググループ（生物多様性 WG）を設置した。 主要な企業のメンバーから構成されている。有識者や外部機関、環境省に意見照会を行うなど、①～③の役割を担っている。	電機・電子 4 団体
パターン 3	主要な検討は検討委員会で行った。検討委員会は、事業者団体の担当者として主要な企業の他、外部機関など様々なステークホルダーが入っており、①、③の役割を担っている。所属企業との連携は、主に既存の組織である林材部会で行っている。	日本製紙連合会

	2つの事業者団体、会員企業4社で構成される横断的なワーキンググループを設置した。主に①、③の役割を担っている。(BOX A-2 参照)	一般社団法人 日本旅行業協会、日本エコツーリズム協会
--	---	----------------------------

(※①～③の役割：①事業者団体内の体制構築、②所属団体との連携、③外部機関との連携を示す)

※ 既存の取組事例として紹介している各事業者団体の取組については資料編をご覧ください。

※ モデル事業において実施した取組事例の詳細は以下の BOX をご参照ください。

【BOX A-1 : プレハブ建築協会】

協会の組織内にある住宅部会の下にある環境分科会で検討を行いました。環境分科会は、各所属企業から1～2名が出席しています。

1～2か月に1回と定期的開催され、環境分科会に所属する企業10社が一同に介する場として、コミュニケーションを図る場ともなっています。



【BOX A-2 : 日本旅行業協会・日本エコツーリズム協会 ワーキンググループの設置】

業界内において生物多様性に対する共通認識が醸成されていない段階では、まず数名が集まって話し合うことができる場を作り、検討主体となる組織や人を明確にすることが有効です。

日本旅行業協会と日本エコツーリズム協会は、業界ぐるみでの生物多様性に関する検討を進めるにあたり、両協会合同によるワーキンググループを設置しました。グループは、日本旅行業協会、日本エコツーリズム協会、会員企業4社で構成され、モデル事業として支援する立場から環境省及び技術的支援を行うコンサルタントも参画しました。



B. 事業活動と生物多様性との関わりを把握する

取組のポイント

- ✓ 業界として生物多様性にどのように依存し、影響を与えているのかを認識することで、所属団体に対して、持続可能な経済活動をしていくうえでのリスク、チャンス、あるいはその優先事項を示すことができます。
- ✓ 事業活動と生物多様性の関わりを把握する際には、バリューチェーンごとの関係性の整理や、事業活動が享受する生態系サービスについて整理していくと、効果的です。

❖ 考え方

指針の作成や目標の設定に先立ち、事業活動と生物多様性との関わりを把握し、取組の重要性を可能な限り検討するようにしましょう。関わりを把握することで、それぞれの業界が生物多様性にどのように依存し、影響を与えているのか理解し、認識を高めることが可能となります。

業界の特性をふまえた主要な事業活動（製造、流通、販売等）を整理対象とします。個別には様々な分野の活動を展開している事業者もありますが、業界全体で所属団体の全て（あるいはほとんど）が関わっている事業活動に焦点を当てると良いでしょう。ただし生物多様性との関わりがわかりづらい業界も存在すると考えられます。その場合は、既存の環境に関する取組（例：CO₂ 排出削減、排水基準遵守等）や、CSR 等の社会貢献的な活動も含め、間接的な関わりとして整理することで取組の糸口となることもあります。

取組を効果的に実施するためには、優先的に取り組むべき事項について宣言・指針に反映していくことが望まれます。優先性の検討においては、短期的に生じる課題のみでなく、持続可能な事業活動を実施するための中～長期的な視点を持つことも重要です。

❖ 実践

取組の手順と内容

事業活動と生物多様性の関わりを把握にあたっては、以下の2つの取組があります。

① 所属団体の取組状況を把握する

事業者団体や所属団体のこれまでの取組状況を把握することは有効な方法の一つです。すでに取組状況を確認する仕組みがある場合は、既存のものを活用し、既存の仕組みがない場合もアンケート等によってまず情報を集めましょう。

② 事業活動と生物多様性の関係性を把握する

関係性の把握にあたっては、これまで実施している環境に関する取組をもとに整理・分析する方法（②-1）や、既存のツール等を用いて把握する方法（②-2）があります。

以下に、既存の実践事例をふまえた取組手段やツールを紹介します。

具体的な手法・ツール

① 所属団体の取組状況について情報を集める

所属団体の取組状況についての情報は、重要な根拠となるデータであるため、生物多様性との関係性の把握においてはアンケート等による情報収集が有効です。アンケートの設定においては、「生物多様性」といった言葉に縛られず、業界の特性を活かした内容とする良いでしょう（例：環境配慮や持続可能な調達等）。内容を工夫することで、取組状況の経年的な変化等を整理するためのデータとして活用することもできます。この時に所属団体から事業者団体に求められている取組についても併せて整理しておく、今後の検討に役立つでしょう。調査のための十分な体制や時間を団体内部で確保できない場合、研究機関・コンサルタント等の外部機関に調査を

委託するという手段もあります。また、KJ法を用い、取組状況を整理することもアプローチの一つです。

②-1 これまで実施している環境に関する取組を分析する

業界によっては、これまで実施してきた環境に関する取組や事業活動の中で配慮してきた事項が、そのまま生物多様性の保全や持続可能な利用につながることもあります。「生物多様性の保全と持続可能な利用」という視点で業界の事業活動を見直してみることで、関係性が把握できることもあります。

まずは各所属団体の取組を見直し、共通項の抽出・課題の整理をすることによって、業界の特性が見えることもあります。また、必要に応じて有識者を招聘し、第三者からの意見を取り入れることにより、事業活動と生物多様性の関係性について視野が広がります。あるいは生物多様性との関係性がより明確になり、関係性把握の精度向上につながることもあります。

②-2 既存の情報・ツールを活用する

これまでに、事業活動と生物多様性の関わりを把握するためのツールはいくつか作成・公開されています。これらのツールを活用することで、事業活動と生物多様性の複雑な関係性をわかりやすく整理できる場合があります。ただし、事業者団体の特性・規模によっては、必ずしも当てはまらないこともある点に留意する必要があります。ツールを活用する際は、各団体が取組のどの段階にあるか、取り組みやすい手段を選択しながら検討をすすめましょう。

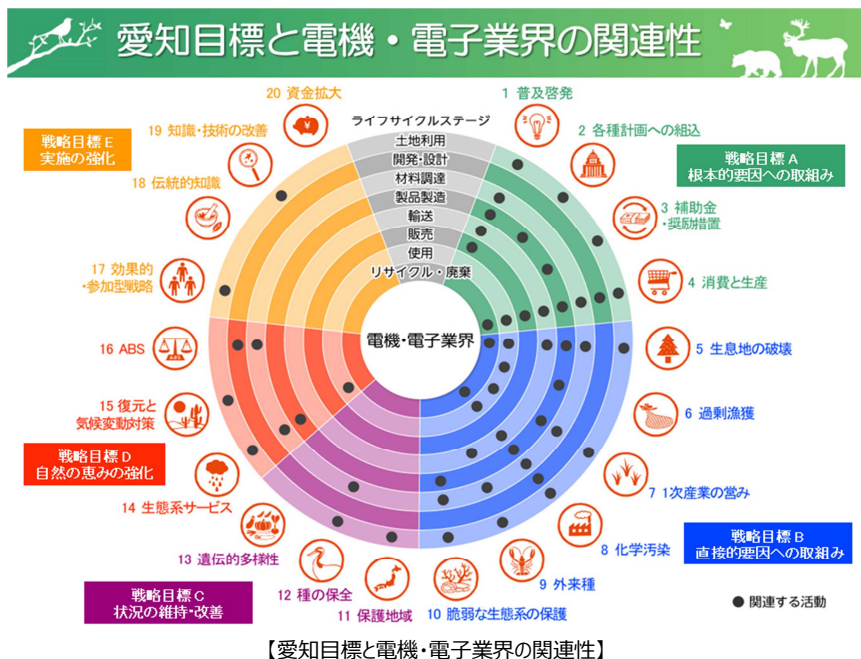
例えば、愛知目標など国際的にも注目されている目標をベースとした整理では、検討する項目がすでに定まっているため、比較的着手しやすく、また、対外的にも説明しやすいというメリットがあります（例：「Let's Study Biodiversity (LSB)」の活用）。一方で、事業活動が生物資源を利用していることが明らかな場合等においては、バリューチェーンや製品・サービスのライフサイクルなど、場面ごとに生物多様性との関係性を紐解いていく方法が、より具体的で明確になる場合もあります（例：企業と生物多様性の関係性マップ®など）。

以下に、活用可能な情報・ツールをご紹介します。

■ Let's Study Biodiversity (LSB)（電機・電子4団体、2014）

電機・電子4団体では、生物多様性保全に関する知識を深め、生物多様性に配慮した事業活動を進めることに役立つための教材をとりまとめています。生物多様性に関する基本的な知識に加え、電機・電子関連の事業と生物多様性との関係性、愛知目標との関連性、リスクとチャンス、具体的な事例などを盛り込んでいます。

（電機電子4団体HP：
<http://www.jema-net.or.jp/Japanese/env/lsb.html>）

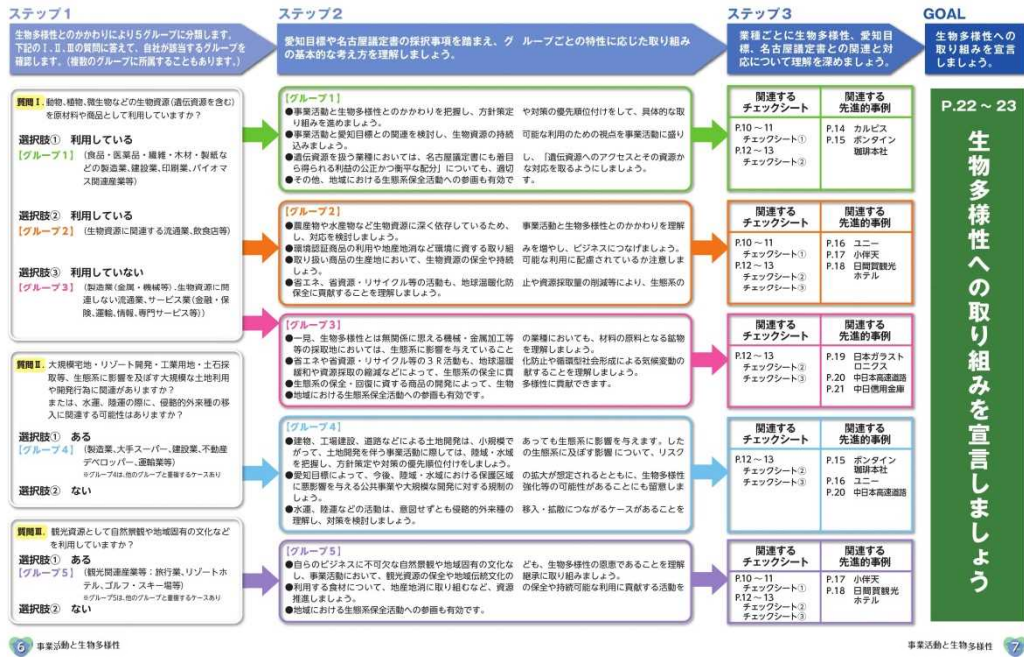


■ 事業活動と生物多様性ガイドブック ～関連の把握と取組の考え方～（名古屋商工会議所、2012）

名古屋商工会議所では CBD-COP10 において採択された愛知目標を踏まえ、持続可能な経済社会の実現に向けて、事業活動と生物多様性の関係性を把握するためのチェックリストを作成・公表しています。簡単な基準により事業活動を5つのグループに分類しており、分類されたグループごとに事業活動が生物多様性にどのような影響を与え、また愛知目標にどのように関連しているのか確認できる仕組みになっています。

（名商 eco クラブ HP：http://www.meisho-ecoclub.jp/?paqe_id=49）

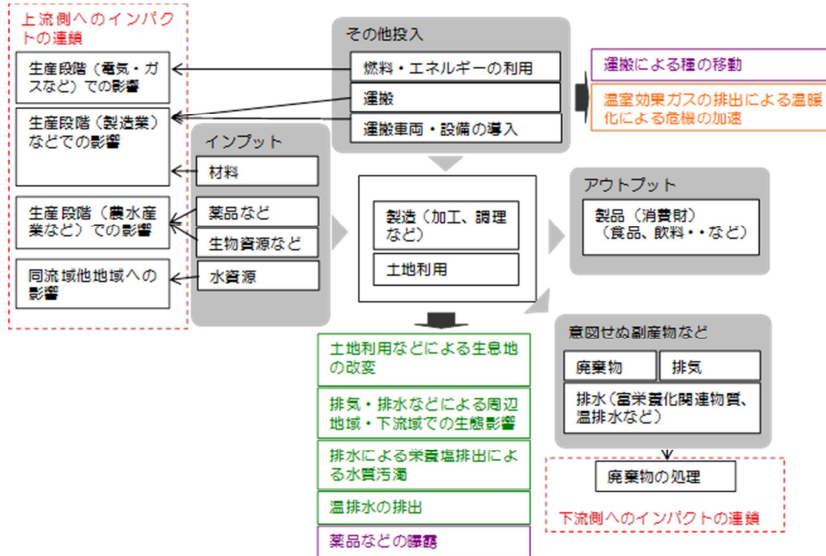
事業活動と生物多様性とのかかわりによるグループ分けと取組みの基本的考え方



【事業活動と生物多様性のかかわりによるグループ分けと取組みの基本的考え方】

■ 事業活動と生物多様性の関わり（環境省）

環境省では、生物多様性の危機（生物多様性国家戦略 2012-2020）と事業活動の関係を産業別に分析して公開しています。事業活動におけるインプット・アウトプットなどから、生物多様性に与えている影響をイメージ図で示しており、24の産業別にみることができます。



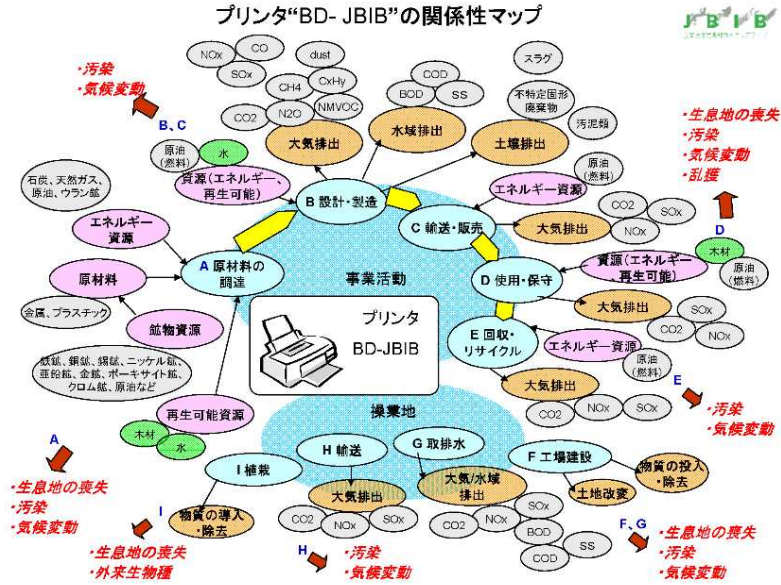
【製造業（食品・飲料）の生物多様性との関連図】

（環境省 HP：http://www.biodic.go.jp/biodiversity/private_participation/crosslink/index.html）

■企業と生物多様性の関係性マップ®（JBIB）

一般社団法人企業と生物多様性イニシアティブ（Japan Business Initiative for Conservation and Sustainable Use of Biodiversity（JBIB））が開発したツールで、製品・サービスを対象に原材料調達から廃棄・回収・リサイクルまでのライフサイクルと、事業所所在地の土地利用について、生物多様性への依存と影響の内容を図式化、可視化します。製品・サービスと生物多様性の関係性をわかりやすく表現することができます。

（JBIB HP : <http://jbib.org/activity-jbib/relation-map/>）

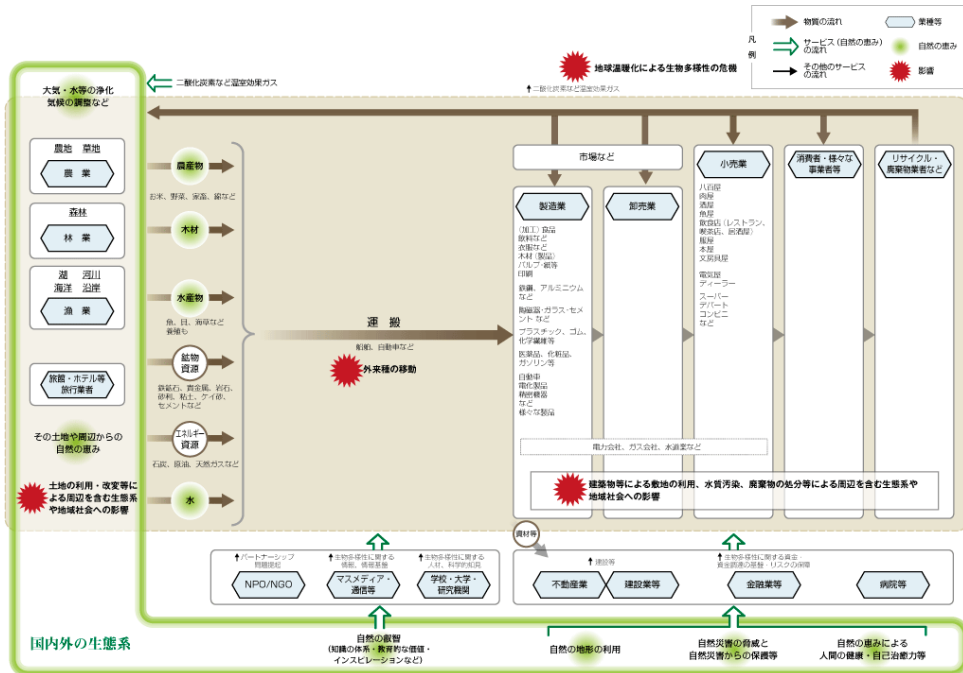


【企業と生物多様性の関係性マップ®イメージ】

■生物多様性民間参画ガイドライン（環境省、2009）

環境省が2009年に公表した民間参画ガイドラインは、第3次生物多様性国家戦略や生物多様性基本法で定められている生物多様性への民間参画を促進するために、策定されたものです。このガイドラインの対象は個々の事業者ではありますが、生物多様性との関係性は同時に事業者団体にも関わってくる内容であるため、事業者団体は自らの事業活動がどこにあてはまるか、検討する際に参考とすることができます。

（環境省 HP : http://www.biodic.go.jp/biodiversity/private_participation/guideline/guideline.html）



【事業者の活動等と生物多様性の俯瞰図】

❖ 取組事例

既存の取組事例を以下に紹介します。

方法	取組内容	事業者団体名
方法①	<ul style="list-style-type: none"> ・ KJ 法により取組のイメージをメンバー内で共有した。 ・ KJ 法で整理された事項をもとにアンケートを作成、会員企業の取組状況を把握し、業界が取り組める事例集として整理した。(BOX B-1 参照) 	一般社団法人 日本旅行業協会、日本エコツーリズム協会
方法①、②-1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所属企業へアンケートを実施し、各企業で生物多様性に関してどのような取組を実施しているかを調査し、今後取り組むべき方向性について検討を行った。 	一般社団法人 日本建設業連合会
方法①、②-1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境（特に水など）に関する意識は高く、環境負荷に対する様々な取組を実施していた。 ・ 会員企業や他業種の先進事例を参考に、化学物質の取扱など環境に関する取組を生物多様性の観点から考え直し、生物多様性への依存度と影響度を分析した。 	日本製薬工業協会
方法①、②-2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所属企業へアンケートを実施し、取組の優良事例を集約した。 ・ 収集した事例等を踏まえて、事業活動と生物多様性との関係性を整理した。また、愛知目標との関連性についても分析し、所属企業が取り組みやすい分野について抽出した。 	電機・電子 4 団体
方法①、②-1、②-2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外部機関へ生物多様性の保全と持続可能な利用に関する調査を委託した。委託時の主目的は別であったが、生物多様性保全の取組の必要性から、項目を追加し実態調査を行った。 ・ 所属企業の多くが、同種の原材料を扱うことから、取組の重点分野を洗い出すまでのプロセスは多くなかった。 ・ 作成した行動指針の各項目と愛知目標との関係性を整理した。(BOX B-2 参照) 	日本製紙連合会
方法①、②-1、②-2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会員各社が自社の事業活動と生物多様性の関係性について連関図を作成し、統合して業界の連関図を整理した。 ・ さらにバリューチェーンごとに分解し、各段階での生物多様性との関係性を整理した。(BOX B-3 参照) 	一般社団法人 プレハブ建築協会

※ 既存の取組事例として紹介している各事業者団体の取組については資料編をご覧ください。

※ モデル事業において実施した取組事例の詳細は以下の BOX をご参照ください。

【BOX B-1 : 日本旅行業協会・日本エコツーリズム協会 アンケートによる業界内の取組の現状把握】

旅行業界では、事業活動と生物多様性との関係性の把握において、事業におけるどのような活動が生物多様性に影響を与え、また影響を受けているのか、具体的なイメージが持ちにくいという現状がありました。



そこで、ワーキングの場にて、KJ法を用い、旅行業における自然、環境といったキーワードから連想される様々な事項をリストアップすることで、まずは具体的なイメージをメンバーで共有することとしました。挙げられた事項には、自然や環境をテーマにした食の旅、学ぶ旅、アクティビティを楽しむ旅といった商品の具体例、各社でのCSR活動、あるいは自然を対象とした旅行商品を造成する上での手段や配慮点等、多様な内容が含まれ、事業活動の様々な場面において生物多様性との関わりが生じていることが認識されました。

さらに、業界での生物多様性に関わる取組を広く収集するため、上記のKJ法により挙げられた事項をふまえ、商品造成、商品販売、社会貢献活動といったいくつかの事業活動の場面における生物多様性に関する取組について質問するアンケートを作成・配布し、より多くの取組事例を収集することができました。

上記のKJ法やアンケートを通じて、旅行業の事業活動においても生物多様性と関わりの深い場面があるということが具体的なイメージを以て共有されたとともに、業界内において生物多様性の保全と持続可能な利用に資する取組が既に多く実践されていることが明らかとなりました。

【BOX B-2 : 日本製紙連合会 行動指針と愛知目標の関係性整理】

日本製紙連合会は、2014年6月に「生物多様性保全に関する日本製紙連合会行動指針」を作成・公表しました。日本製紙連合会は団体内外へ、国等の取組に対する同会の貢献を説明すること、同指針の内容の過不足を再確認することを目的として、同指針と愛知目標との関係を整理することとしました。「生物多様性保全に関する日本製紙連合会行動指針」は、「1.企業体制」、「2.持続可能な森林経営」、「3.責任ある原料調達」、「4.社会的な環境貢献活動」、「5.対外的な連携の強化」の5項目からなっています。これらが愛知目標の20項目に対して、直接的に貢献する場合には○を、間接的に貢献する場合には△をつけ、整理しました。その結果、同指針は愛知目標の目標4

(持続可能な生産・消費)に対して直接的な貢献ができる内容となっていることが確認できた一方で、目標2や目標3に該当する指針が無いなど、課題も明らかとなりました。

愛知目標

日本製紙連合会行動指針

		1. 企業体制	2. 持続可能な森林経営 (Sustainable Forest Management)	3. 責任ある原料調達 (Sustainable Procurement)	4. 社会的な環境貢献活動 (Social Contributions as CSR)	5. 対外的な連携の強化
戦略目標A 主流化による根本原因への対処	目標1	○			○	○
	目標2					
	目標3					
	目標4	△	○	○		
戦略目標B 直接的な圧力の減少、持続可能な利用の促進	目標5	△	○	△	○	
	目標6					
	目標7	△	○	△		
	目標8	△				
	目標9	△	△		△	
	目標10	△				

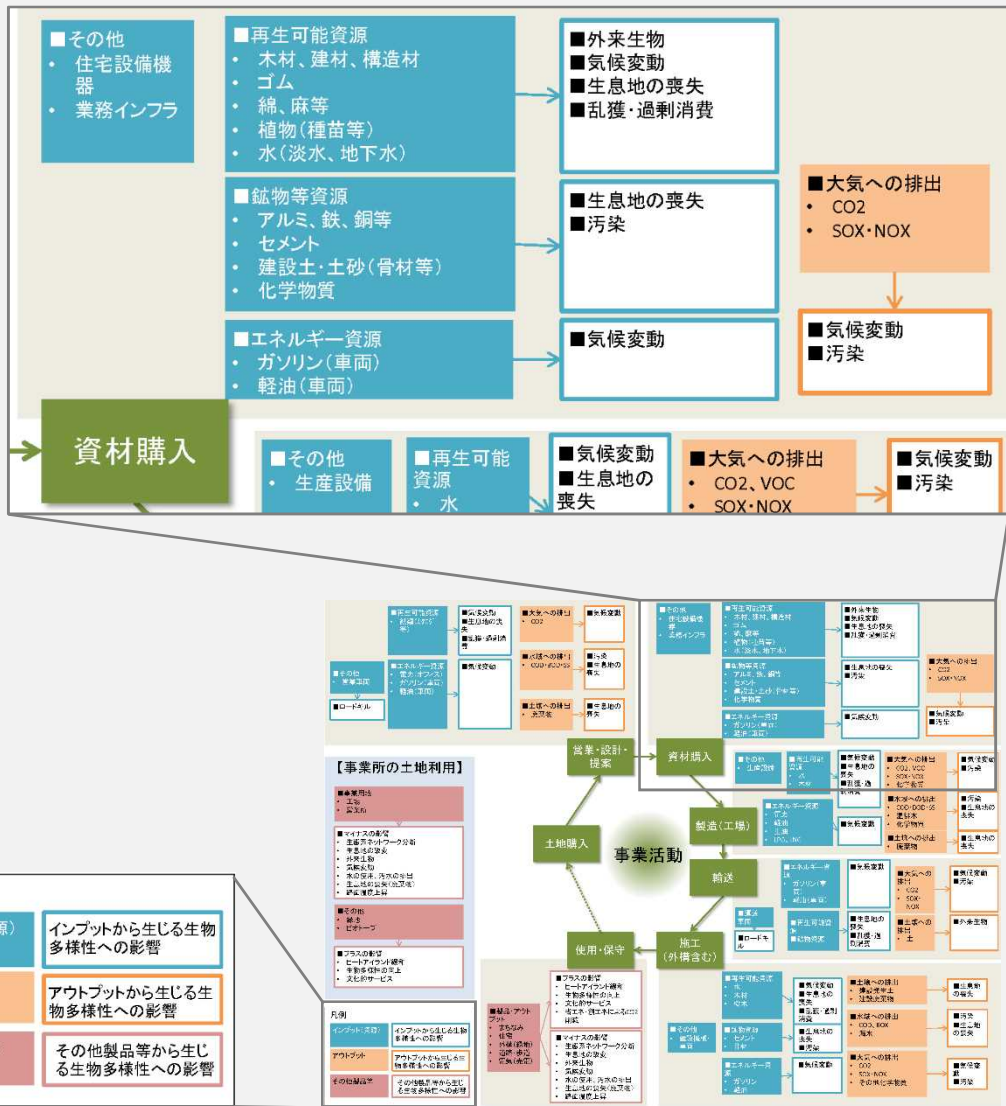
【日本製紙連合会行動指針と愛知目標の関係性の一部】

【BOX B-3 : プレハブ建築協会「企業と生物多様性の関係性マップ®」を参考とした連関図の作成】

プレハブ建築協会は、業界団体の環境行動計画として2010年に作成した「エコアクション2020」のなかで、『自然共生社会の構築』を方針の一つに掲げ、「持続可能な木材調達」、「住宅地の緑化」、「生態系保全に配慮した企業活動」という3つの柱で取り組みを進めてきましたが、この見直しをする中で、取組の範囲を再検討するために、改めて関係性の把握を実施しました。

事業活動と生物多様性の関わり（環境省）をベースに、各社が自らの事業活動と生物多様性の関係性を整理した連関図を作成し、これを1つの図に統合しました。さらに、事業活動をバリューチェーンごとに分解し、企業と生物多様性の関係性マップ®（JBIB）を参考に、各段階でのインプット、アウトプットを整理し、生物多様性への影響を整理しました。

これにより会員各社が自らの事業活動と生物多様性との関係性について、これまで以上にその影響範囲の大きさを認識するとともに、木材以外にもプレハブ建築業界で共通に扱える素材や事業活動が存在することが明確になりました。また、改めてサプライチェーンを意識することとなりました。結果として、調達や顧客との接点のある事業活動に注目して取り組みを進めることに合意が得られました。



【プレハブ建築協会 連関図】

C. 行動指針を作成する

取組のポイント

- ✓ 業界としての方向性を示すことで、取組状況や事業活動の規模が様々な所属団体が、何をすべきか決めることが容易になります。これにより、業界の取組の底上げにつながることが期待されます。
- ✓ 業界がまとまって指針や宣言を示すことで、対外的な PR となり他業界との差別化を図ることができます。
- ✓ また、業界全体の足並みが揃うことで、個社単位での取組では難しい新たな市場創出へつながる可能性があります。(スケールメリット)

❖ 考え方

事業活動と生物多様性の関わりの把握で抽出した重点的に取り組む事項や検討した優先順位をもとに、業界としての指針・方針を作成しましょう。それぞれの業界が何に重点をおいて取り組もうとしているのかを明示することで、所属団体も取組の方向性を決めることが容易になるでしょう。

一方、業界によっては事業活動と生物多様性の関わりの把握が難しく、重点的に取り組む分野を決めることが困難な場合もあるでしょう。こうした場合でも、既存の環境行動指針等に「生物多様性の保全と持続可能な利用」に関する項目を追加することで、各事業者の CSR 等の社会貢献的な活動も含め、生物多様性に関する取組を推進する意思表示としての「宣言」の公表でも一定の効果が得られると考えられます。

❖ 実践

① 指針等に盛り込む内容

生物多様性に関する指針としては、生物多様性国家戦略、愛知目標、経団連生物多様性宣言等の既存の文書を有効に活用しつつ、各業界の特性が反映された内容とすることが期待されます。宣言・指針の文案の検討にあたっては、以下のポイントに留意すると、より実効性の高い指針となるでしょう。

- 個別の事業者をまとめる立場である事業者団体として取り組むという姿勢を明示する
(業界一丸となって取り組む姿勢を所属団体と共有する)
- 事業者団体の特性を踏まえて、重点的に取り組む事項や優先事項を明示する
(業界として生物多様性に依存または影響を与えている事項について取組を実施するという意思表示と各事業者への協力依頼の意味を含む)
- 関わりの把握において、重点項目が見いだせなかった業界であっても、CSR 等を通じた間接的な取組の方向性を明示する
(できることからやる、という意思表示と各事業者への協力依頼の意味を含む)
- 必要に応じて、外部ステークホルダーとの連携の方向性について明示する。

② 既存の指針等を活用する

業界によっては、環境行動指針や環境自主行動計画等を既に策定している場合があります。そのため、既存の指針等に追加する形で生物多様性に関する項目を策定することで、指針等作成の作業や所属団体への周知などにおいて効率化を図ることができるでしょう。

なお、事業者団体によっては、より上位の計画がある場合、これと整合を図る必要も生じてきます。そこで上位計画の内容と照らし合わせ、指針と上位計画の関係性に矛盾がないように心がけると良いでしょう。

また、新たに作成する場合でも既存の指針等の文言を活用することなどで、作業の効率化を図ることができます。

❖ 取組事例

既存の取組事例を以下に紹介します。なお、指針等の全文は各団体のウェブサイトをご覧ください。

方法	取組内容	事業者団体名
新規作成	<p>・ 業界の事業活動が生物多様性の保全と持続可能な利用に大きく関わることを示し、新規に行動指針を作成した。</p> <p>-----</p> <p><u>「生物多様性に関する日本製紙連合会行動指針」</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業体制 ・ 持続可能な森林経営（Sustainable Forest Management） ・ 責任ある原料調達（Sustainable Procurement） ・ 社会的な環境貢献活動（Social Contributions as CSR） <p>(HP: http://www.jpa.gr.jp/topics/nr.php?topicsid=35)</p>	日本製紙連合会
新規作成	<p>・ 世界レベルの目標である愛知目標 20 項目の中から当業界との関連が高く積極的に推進する項目として、愛知目標の 8 項目に対して会員企業が貢献していくための方向性をまとめた。</p> <p>-----</p> <p><u>「電機・電子業界における生物多様性の保全にかかわる行動指針」</u></p> <p>目標 1：普及啓発 目標 4：持続可能な生産と消費 目標 5：生息地破壊の抑止 目標 8：化学物質などによる汚染の抑制 目標 9：外来種 目標 11：保護地域の保全 目標 14：生態系サービス 目標 19：知識・技術の向上と普及</p> <p>・ (HP: http://www.jema-net.or.jp/Japanese/env/biodiversity.html)</p>	電機・電子 4 団体
既存の文書に追加	<p>・ 環境自主行動計画の第 4 版に「生物多様性」の項目を追加した。</p> <p>・ 環境自主行動計画の第 5 版には「自然共生社会」の章を設け、生物多様性保全に配慮した事業活動を行うことを示した。</p> <p>-----</p> <p><u>「建設業の環境自主行動計画 第 5 版（2013-2015 年度）」</u></p> <p>■ 自然共生社会（生物多様性の保全および持続可能な利用の促進）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生物多様性の保全に配慮した技術や手法開発の促進 ・ 建設工事における生物多様性の保全および持続可能な利用に配慮した取組の促進 <p>(HP: http://www.nikkenren.com/kankyou/jisyu.html)</p>	一般社団法人 日本建設業連合会

方法	取組内容	事業者団体名
既存の文書を活用	<p>・ 既存の指針等を参考にしつつ、地球温暖化防止等の既存の取組（下記に示す項目の 1～3）を生物多様性の観点から見直し、さらに生物多様性の項目を合わせた形で、基本理念と行動指針を作成した。</p> <p>-----</p> <p><u>「生物多様性に関する基本理念と行動指針」</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地球温暖化防止の取組の推進 2. 資源の持続可能な利用 3. 化学物質による環境リスクの低減 4. 生物多様性保全への基盤作り <p>(HP: http://www.jpma.or.jp/about/basis/tayousei/)</p>	日本製薬工業協会
(参考)	<p><u>「経団連生物多様性宣言 行動指針とその手引き」</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 自然の恵みに感謝し、自然循環と事業活動との調和を志す 2. 生物多様性の危機に対してグローバルな視点を持ち行動する 3. 生物多様性に資する行動に自発的かつ着実に取り組む 4. 資源循環型経営を推進する 5. 生物多様性に学ぶ産業、暮らし、文化の創造を目指す 6. 国内外の関係組織との連携、協力を努める 7. 生物多様性を育む社会づくりに向け率先して行動する <p>(HP: http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2009/026/koudoushishin.pdf)</p>	経団連自然保護協議会

※ 既存の取組事例として紹介している各事業者団体の取組については資料編をご覧ください。

D. 目標を設定する

取組のポイント

- ✓ 業界として目標を設定することで、所属団体の取組の必要性がはっきりと示されます。
- ✓ 一方で所属団体の取組の程度にはばらつきがあるため、全ての所属団体が統一的に取り組める事項の設定や、各所属団体の取組レベルに応じて柔軟に対応できるような設定が望まれます。
- ✓ 目標は定量的である必要はなく、定性的なものでも構いません。考え方や評価方法をしっかりと検討しておくことが重要です。

❖ 考え方

各業界において、生物多様性に関する取組を具体的に推進していくためには、事業活動と生物多様性の関係性把握において明らかとなった重点的に取り組む事項を中心に、何らかの目標を定め、その目標の達成に向けて具体的な取組を進めていくという流れが望ましいと考えられます。

一方で、生物多様性の保全と持続可能な利用においては、既に業界単位で取組の進んでいる CO₂ や廃棄物等の削減といった項目とは異なり、全ての業界で共通の目標値や原単位というものは現時点で存在していません。そのため、目標の検討においては、「B. 事業活動と生物多様性との関わりを把握する」に既述の事業活動と生物多様性の関係性の把握の結果等もふまえ、業界の特性や取組の進捗段階に応じた目標を設定することが推奨されます。

❖ 実践

事業者団体あるいは所属団体自身が取組状況を確認できる項目で、かつ対外的に報告可能な項目を設定することが望ましいでしょう。但し、所属団体の取組のレベルや事業活動の規模は様々であることから、業界で統一の「基準」を定めることは困難を伴います。したがって、全ての所属団体が統一的に取り組める事項の設定や、各所属団体の取組レベルに応じて柔軟に対応できるような設定が望まれます。

また必ずしも定量的な目標とする必要はありません。また、既存のデータや数値（業界動向を示す統計値等）を活用することも有効です。あるいは事業活動に直接的に関わらない項目でも、例えば所属団体のうち「事業活動が生物多様性に及ぼす影響とリスクを把握している所属団体数」などのように定期的にモニタリングしたり、一定の基準で評価することが可能な項目をまずは目標とすることも可能です。

重要なことは、所属団体とコミュニケーションをとり意見を集約する機会を設け、考え方や評価方法に関して共通認識を得ることです。このためには第三者の支援（外部委託や有識者の支援）を仰ぐことも有効な手段の一つです。

なお、生物多様性の分野においては、ある業界における目標設定が、サプライチェーンの上下流に位置する業界に直接・間接的に影響する可能性があることから、業界間の連携も視野に入れた現実的な目標を設定しましょう。

以下に目標設定時の留意点を示します。

- ・ 業界の取組の現状に合った目標とする
- ・ 目標について所属団体及びステークホルダーとの十分な情報共有及び合意を図る
- ・ 愛知目標との関係性を考慮する（目標 4 に寄与する、等）
- ・ 達成期間を想定して検討する（短期的、中長期的等）
- ・ 目標の妥当性について有識者や第三者の見解を仰ぐ
- ・ より上位の計画の内容と照らし合わせ、整合をはかる

業界ごとの目標となりうる項目の例を挙げます。ここにあげる例はあくまでも一部であり、業界ごとの特性に応じた項目としましょう。

■ 目標となりうる項目の例

事業活動の場面		目標となりうる項目の例
全体に関する項目		<ul style="list-style-type: none"> ・ 自社が生物多様性に及ぼす影響とリスクを把握している事業者数（割合） ・ CSR 等において生物多様性に関する取組を実施している事業者数（割合） ・ 自社の環境計画・指針等に生物多様性に関する配慮事項がある事業者数（割合）
業種	製造業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 持続可能な利用に配慮した原材料を取り扱う企業を調達先としている事業者数（割合） ・ 認証材等、生物多様性に配慮した原材料（FSC や MSC など）が全体に占める割合（重量ベース or 金額ベース）
	卸売業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生物多様性に配慮した原材料の製品への配合比 ・ 同種の製品群における配慮した原材料を使用した製品の品数、売上数、重量比など ・ 認証材等、多様性に配慮した原材料（FSC や MSC など）が全体に占める割合（重量ベース or 金額ベース）
	販売業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認証商品や地産地消の商品の取扱量、販売数 ・ 生物多様性に関するキャンペーン等の実施回数 ・ 生物多様性に関する従業員教育のためのセミナーの開催など
	金融・投資	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生物多様性に配慮したプロジェクトへの投融資事例の比率
	不動産業・建設業等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地利用・開発時に生物多様性への配慮を行った事業数（割合）
	輸送業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移入種への配慮を実践した貨物の取扱量
	旅行業、観光業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境配慮型の商品・サービスを取り入れた商品（エコツーリズムや地産地消等をテーマとする商品）の取り扱い件数、参加者数、取扱い企業数など ・ 訪問地における環境配慮や、消費者に対して環境配慮の説明を行っている企業数など

❖ 取組事例

既存の取組事例を以下に紹介します。

取組内容	事業者団体名
生物多様性 WG における内部目標として「生物多様性の取組企業の活動拡大により生態系サービス（自然資本）を持続的に享受し得る事業環境を目指す」とし、活動企業数を 2020 年までに 2014 年比 1.5 倍にする目標を立てている。	電機・電子 4 団体
目標値には具体的な数値基準等は明記せず、別途策定する指針や推奨事項を参照しつつ、取組を推進していく構造とした。具体的には、会員企業が業界としての方針に基づき個別に達成すべき目標の設定と、事業者団体がこれを推進するための基盤の整備（基準や評価方法など）の実施を分けて検討した。（BOX D-1 参照）	一般社団法人 プレハブ建築協会

※ モデル事業において実施した取組事例の詳細は以下の BOX をご参照ください。

【BOX D-1 : プレハブ建築協会 エコアクション 2020 の改訂】

「エコアクション 2020」の自然共生社会の構築に関する環境行動目標については、以下のとおり見直しの検討を行いました。

1) 持続可能な調達

業界の優位性や社会的信頼性を確保するために、業界の調達方針を示す必要があるとの意見が出されました。そこで、各社の調達方針を収集し、取り扱うべき事項や論点について整理しました。さらに比較的近い業種や業界における企業・事業者団体の調達方針、また認証制度の考え方を整理し、持続可能な木材調達に向けた取組の方向性をとりまとめました。エコアクション 2020 改定案の見直しにあたっては、これらの取組に実効性を持たせる検討を業界として引き続き行っていくことを確認しました。

2) 住宅地の緑化

住宅地の緑化に関しては、量だけでなく質にも考慮したものを消費者に対し提案・提供する必要があるとの意見が出されたため、都市の生物多様性指標などの既存の指標や生態学の研究事例を参考に、生態系に配慮した緑化に関する考え方や方向性を推奨事項（案）としてまとめ、エコアクション 2020 の改定案の中では、この推奨事項を参照し、各社が取組を進めることを検討しました。

3) その他

プレハブ建築協会の上位目標である「行動憲章」と照らし合わせ、「人材育成」の必要性が再認識されたため、追加の検討を行いました。

E. 行動計画を作成する

取組のポイント

- ✓ 具体的な目標とそれに至る工程を示すことで、業界全体としての取組に、より実効性を持たせることができます。

❖ 考え方

取組の進め方を検討する際は2つの段階が考えられます。

一つは、事業者団体による取組の着手段階で、工程の大枠など検討の進め方をまとめる場合です。

もう一つは、指針や目標等を設定した後に、それらをどのような行動により達成するか、いつまでに達成するか、といった所属団体も含めた実践内容を行動計画としてまとめる場合です。業界団体としての目標までの行動計画を定める場合には、既存の環境自主行動計画を活用したり、内容を参考としたりするとよいでしょう。既に環境自主行動計画を策定している場合は、既存の計画の改定時等に生物多様性の項目を組み込むという選択肢も考えられます。

❖ 実践

以下に、項目案を紹介します。ただし、必ずしも両方の計画を立てる必要はありませんし、全ての項目が必須という訳ではありません。事業者団体の規模や組織内の体制等によって、項目は変わります。事業者団体としての取組の実効性を高め、継続的改善を可能とするためには、最終的なゴールを見ながら、取組状況が把握できるような計画を立てることが効果的でしょう。

①検討の進め方をまとめる際に盛り込む項目（案）（着手段階）

項目（案）	記載内容	留意点
目標、到達点	最終的に作成するもの（指針・宣言や目標）を記載する	着手時に必ずしも決定している必要はない。詳細は検討の途中で決定していく場合もある。
関係性の把握	取組実態の整理や関係性の把握を実施すること、またその手法などを記載する	業界の特性に応じた手法で、実施することが望ましい。
工程	指針等の作成まで、あるいはその先までの期間について実施事項を記載する	目標達成までの課題の抽出や時間的な見通しを立てる。事業者団体内への能力構築が必要であればその時間も確保することが望ましい。
体制の構築	取組にあたっての推進体制を記載する	担当を明示するためにも記載することが望ましい。

②指針・目標等の達成に向けた行動計画に盛り込む項目（案）

項目（案）	記載内容	留意点
指針・方針	策定した指針・方針を記載する	必ずしも指針と目標を両方とも記載する必要はない。どちらかを記載する場合には、より具体的な目標を優先的に記載することが推奨される。
目標	本手引きに基づき策定した目標を記載する	
ロードマップ	達成評価年（短期的または中長期的）を設定し、段階的な目標達成の工程を記載する	【例】2015年（1年目）：目標設定 2016年（2年目）：所属団体への目標周知徹底・能力構築 2019年（5年目）：目標の●%達成
体制	計画の推進体制を記載する（主体となる部署、体制図等）	指針や目標を策定した組織がそのまま引き継ぐことが望ましい。
所属団体への支援内容	目標達成に向け、所属団体の取組促進のためにどのような支援を行うか記載する	詳細な支援内容は計画策定後に検討してもよい。詳細は「G.能力構築」を参照。

❖取組事例

既存の取組事例を以下に紹介します。

分類	内容	事業者団体名
① 検討の進め方	取組着手時に生物多様性 WG の 2014 年度までの中期計画を作成して活動を開始し、中期計画最終年（2014 年度）には WG 活動のレビューを行っている。その結果、業界全体のさらなる活性化に向けて行動指針を策定するとともに、行動指針を踏まえた 2020 年までの中期計画を作成している。	電機・電子 4 団体
② 目標等達成に向けた行動計画	環境自主行動計画の改訂時（第 4 版）に生物多様性に関する取組として「自然との共生」の章を追加した。以降の改訂等のスケジュールは環境自主行動計画に依る。	一般社団法人 日本建設業連合会

※ 既存の取組事例として紹介している各事業者団体の取組については資料編をご覧ください。

F. モニタリング

取組のポイント

- ✓ 業界全体でモニタリングを実施することで、所属団体がより効果的に取組を進めていけるようになり、業界全体の取組の底上げにつながります。
- ✓ 取組の PR を業界全体で行うことで、個別の事業者単独よりも外部ステークホルダーへ効果的にアプローチできます。

❖ 考え方

策定した計画の実行にあたっては、定期的なモニタリングにより所属団体の取組状況や目標達成の見込みを把握することが重要です。その結果をもとに必要なに応じて手法や工程を随時見直すことで、計画の実効性を高めることが効果的です。

モニタリングにより、取組が進んでいない団体は何が障害となっているか、逆に取組が進んでいる団体はどのような工夫をしているかといったことを把握し、これらの結果を再び所属団体にフィードバックすることで、事業者がより効果的に取組を進めていけるようになるでしょう。事業者団体が全体の進捗を確認し、各事業者へのフォローを実施することで取組の実効性を高めることができます。また、モニタリング結果は、業界の取組の PR ともなることから、積極的に公開していきましょう。

❖ 実践

① モニタリングの実施時期

概ね 1 年に 1 回程度の確認が妥当と考えられます。

各事業者団体が既に取り組んでいるモニタリング（CO₂、廃棄物関係等）の実施時期に合わせる等、所属団体の負担をできるだけ減らすような頻度及び時期とすることが望ましいと考えられます。

② モニタリングの実施手法

既存の主な手段として、アンケート（紙ベース、web やシステムベース）が有効な手法と考えられます。

各事業者団体が既に取り組んでいる生物多様性以外の項目のモニタリング（CO₂、廃棄物関係等）の手法や回答様式を活用する等、効率的にデータを収集できる手法を選択しましょう。




モニタリング結果を基に、その時点での傾向や課題を整理し、対外的なレポートが可能な形にとりまとめていくことが推奨されます。

③ 計画の点検及び見直し

行動計画を作成している場合は、モニタリング結果や最新の関連法案・制度等の設定状況等をふまえ、内容の点検を行い、必要に応じて工程や目標レベルの見直しを図ることが望ましいでしょう。見直しを行う場合、可能な限り有識者等に助言を仰ぎ、変更した内容の説明性・妥当性を担保するように努めましょう。

❖ 取組事例

既存の取組事例を以下に紹介します。

取組内容	事業者団体名																
<p>「生物多様性保全に関する日本製紙連合会行動指針」（2014 年 6 月）公表後、会員各社が同指針に沿った取組をどの程度実施しているかフォローアップ調査を実施した。2014 年度のフォローアップ調査では、指針に基づく個々の取組の実施状況について、会員各社に対するアンケート調査が実施され、33 社中 27 社から回答が得られた。</p> <p>今後毎年フォローアップ調査を実施していく予定としている。</p> <p>生物多様性保全に関する日本製紙連合会行動指針（抜粋）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>・会員企業は、その「原料調達方針」において、生物多様性の保全に配慮することを明示するよう努める。</p> </div> <p>問 3-1. 貴社の原料調達方針において生物多様性の保全は明示されていますか？</p> <table border="1" style="margin: 5px 0;"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>カテゴリー名</th> <th>全体</th> <th>件数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>明示されている</td> <td>27</td> <td>18</td> <td>66.7%</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>明示されていない</td> <td>27</td> <td>9</td> <td>33.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">例：原材料調達に関するフォローアップ調査結果</p>	No.	カテゴリー名	全体	件数	割合	1	明示されている	27	18	66.7%	2	明示されていない	27	9	33.3%	<p>日本製紙連合会</p>	
No.	カテゴリー名	全体	件数	割合													
1	明示されている	27	18	66.7%													
2	明示されていない	27	9	33.3%													
<p>指針策定以降、毎年会員企業（約 480 社）に対してアンケート形式で活動状況を確認することで、内部目標の達成状況をモニタリングするとともに、結果を会員企業にフィードバックすることで取組の促進を図っていく予定としている。</p>	<p>電機・電子 4 団体</p>																
<p>2010 年に策定した「エコアクション 2020」に掲げた目標への進捗状況や取組事例について毎年モニタリング調査を実施している。これは「エコアクション 2020」全項目に対して行われるもので、生物多様性の取組に関する事項も含まれている。モニタリング結果は「実績報告」として HP で公開するとともに、年 1 回の公開シンポジウムで報告している。</p> <p style="text-align: center;">2020 年目標 2014 年実績</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #008000; color: white;"> <th colspan="4">⑤ 自然共生社会の構築を目指し、地域規模から地球規模までの生態系や生物多様性の保全に配慮</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 25%;">森林生態系の保全に配慮した木材利用を推進</td> <td style="width: 25%;">会員各社における木材調達の管理体制の確立と「森林保全に配慮した木材」の調達推進</td> <td style="width: 25%;">2014 年までに管理体制確立</td> <td style="width: 25%;">10 社が確立</td> </tr> <tr> <td>地域の生態系の保全に配慮した住宅地の緑化を推進</td> <td>緑化に配慮した住宅の普及促進</td> <td>緑化に配慮した住宅の供給率 70%(建売分譲)</td> <td>供給率 46.7% [0.4 ポイント減]</td> </tr> <tr> <td>生態系の保全に配慮した企業活動を推進</td> <td>地域規模から地球規模までの生態系や生物多様性の保全活動を推進</td> <td>事例報告</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;">  <p>分譲住宅地において、緑あふれ季節の移ろいが感じられる邸宅街を形成した事例</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>事業所内のビオトープや緑化ゾーンにおいて希少種の保護・保全に取り組んでいる事例</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>事業所内で「土地利用通信簿」を活用して継続的に緑地の質向上を図っている事例</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">例：環境行動計画 エコアクション 2020 2014 年度実績報告</p>	⑤ 自然共生社会の構築を目指し、地域規模から地球規模までの生態系や生物多様性の保全に配慮				森林生態系の保全に配慮した木材利用を推進	会員各社における木材調達の管理体制の確立と「森林保全に配慮した木材」の調達推進	2014 年までに管理体制確立	10 社が確立	地域の生態系の保全に配慮した住宅地の緑化を推進	緑化に配慮した住宅の普及促進	緑化に配慮した住宅の供給率 70%(建売分譲)	供給率 46.7% [0.4 ポイント減]	生態系の保全に配慮した企業活動を推進	地域規模から地球規模までの生態系や生物多様性の保全活動を推進	事例報告	—	<p>一般社団法人 プレハブ建築協会</p>
⑤ 自然共生社会の構築を目指し、地域規模から地球規模までの生態系や生物多様性の保全に配慮																	
森林生態系の保全に配慮した木材利用を推進	会員各社における木材調達の管理体制の確立と「森林保全に配慮した木材」の調達推進	2014 年までに管理体制確立	10 社が確立														
地域の生態系の保全に配慮した住宅地の緑化を推進	緑化に配慮した住宅の普及促進	緑化に配慮した住宅の供給率 70%(建売分譲)	供給率 46.7% [0.4 ポイント減]														
生態系の保全に配慮した企業活動を推進	地域規模から地球規模までの生態系や生物多様性の保全活動を推進	事例報告	—														

G. 能力構築

取組のポイント

- ✓ 事業活動に必要な情報の共有や業界団体によるセミナー開催等により、業界全体としての取組の促進が期待されます。
- ✓ 事業者が取組を進めるための基盤づくり（基準の整理やツールの提供等）については、業界でまとめて行う方が効率的と考えられます。

❖ 考え方

生物多様性の取組を進めるにあたり、事業者団体の担当者やその他の職員、所属団体の担当者にとって、生物多様性に係る最新情報、効率的に取り組むためのツール、勉強会や研修の機会といった能力構築の機会は重要です。担当者の生物多様性に関する能力が高まることで、所属団体における経営層・従業員への訓練やコミュニケーションが効果的に行われると考えられます。

このため、事業者団体は所属団体が具体的な行動に移るための支援として、各事業者に向けた能力構築の場を提供していくことが推奨されます。

❖ 実践

取組事項	内容
①勉強会、セミナー、ワークショップ等の開催	<ul style="list-style-type: none">・所属団体を対象とし、事業活動と生物多様性との関係性の把握や重点的に取り組む内容の検討方法等について、セミナー等の形式で能力構築を図る・セミナー等には外部有識者を招聘し、国内外の動向などの情報を得ることにより、視野が広がるとともに、理解促進や動機づけにつながる・例えば KJ 法を用いたグループ討議を行うことを通じて、課題認識等につながる
②優良事例の紹介	<ul style="list-style-type: none">・業界内の先駆的な取組事例等を紹介し共有する
③情報共有	<ul style="list-style-type: none">・業界内の事業活動に関わる最新の法令や規制等の情報、国内外の動向について共有する
④情報提供	<ul style="list-style-type: none">・既存のマニュアルやガイドライン、科学的知見等について、データソースとなるサイト等を団体のホームページ等に記載し、参照しやすくする・他組織が主催する生物多様性に関するシンポジウムや勉強会の情報を紹介し、自主的な能力構築を促進する
⑤ツールの開発と提供	<ul style="list-style-type: none">・所属団体が事業活動と生物多様性との関わりを把握するためのツールの紹介や提供を行う

❖ 取組事例

既存の取組事例における能力構築の例を以下に紹介します。

取組事項	内容	事業者団体名
① 勉強会、セミナー、ワークショップ等の開催	・ 会員企業向けの勉強会を開催した。有識者を招聘し、特に国外の企業の動きを中心に持続可能な調達に関する動向を紹介したほか、参加者で KJ 法を用いて、業界として取り組むべき事項を整理した。(BOX G-1 参照)	日本製紙連合会
	・ 所属企業の環境活動をサポートする会員制のクラブとして「名商 eco クラブ」を設置している。視察会、セミナー、交流会、専用 WEB による自社 PR などによるビジネスチャンス獲得等をサポートしている。	名古屋商工会議所
② 優良事例の紹介	・ 環境安全委員会のメンバーを対象にアンケートを実施し、結果と同時に優良事例について各社にフィードバックしている。	日本製薬工業協会
	・ 生物多様性 WG が、アンケートにより得られた所属企業の取組事例について、事例集として作成し、所属企業にフィードバックしている。	電機・電子 4 団体
③ 情報共有	・ 所属企業を対象とした研修会において、外部講師を招いて、事業活動を関係のある国内外の動向について紹介した。	日本製薬工業協会
④ 情報提供	・ アンケートを通じて生物多様性保全の認知度、会員企業の取組意識がの差が大きいことが確認されたことから、会員企業全体の意識の底上げを図るため、啓発パンフレット、リーフレットを作成・配布した。	一般社団法人 日本建設業連合会
⑤ ツールの開発と提供	・ 事業活動と生物多様性との関係性についての理解、保全活動の促進を目的とした教育・啓発ツール「LSB」(P11 参照)を開発し会員企業へ無償で提供している。会員企業において生物多様性に関する従業員向けの導入トレーニングの教材として活用されている。また、LSB を使ったセミナーや講義などを行っている。	電機・電子 4 団体
	・ 中小事業者向けに事業活動と生物多様性との関わりを把握できるチェックシート「事業活動と生物多様性ガイドブック」(P11 参照)を開発し、ウェブサイトで公開している。	名古屋商工会議所

※ 既存の取組事例として紹介している各事業者団体の取組については資料編をご覧ください。

※ モデル事業において実施した取組事例の詳細は以下の BOX をご参照ください。

【BOX G-1 : 日本製紙連合会 会員企業向け勉強会の開催】

日本製紙連合会は、「生物多様性保全に関する日本製紙連合会行動指針」（2014年6月）の理解促進や生物多様性の保全と持続可能な利用の取組の更なる推進を目的として、会員企業向けの勉強会を開催しました。

■ 講演

勉強会では、まず生物多様性の取組が求められる本質的な理由の理解を高めるため、外部講師を招聘して、国際動向や事業者が直面している経営上のリスク等について講演をいただきました。製紙業界では既に多くの事業者が取組を実施しており、全体的には取組が進んだ業界の一つと言えますが、会員企業からはこの講演によって「視点が改められた」などの意見が寄せられました。

また、この講演の後、日本製紙連合会から行動指針に関する説明が、環境省から国の取組に関する説明が行われました。

■ グループディスカッション

勉強会の後半では、より深い理解を促進する目的から、6～7名を1グループとしたグループディスカッションを行いました。グループディスカッションではKJ法を用いて、以下の手順で進めました。このグループディスカッションにより、会員各社の理解が深まっただけでなく、同業他社の抱える課題を聞き、自分事として考え、最終的には業界として取り組むべき事項等を整理することが出来ました。

手順①：「個社として現在実施している取組や今後実施したいと考えている取組」を付箋に書き出す

手順②：簡単な説明をしながら付箋を模造紙に貼りつける

手順③：付箋を分類するとともに、「個社単独での取組が困難であるもの」や「業界全体で取り組むことで効果的・効率的な取組が可能となるもの」を整理する

手順④：各グループから結果を発表する



H. コミュニケーション

取組のポイント

- ✓ 業界内のコミュニケーションを通じて、所属団体の取組状況、抱えている課題の把握ができます。
- ✓ 業界が窓口となり一括対応することで、個別企業単位では交渉が難しい外部ステークホルダーに対しても効果的なコミュニケーションが可能となります。

❖ 考え方

情報共有・情報公開といったコミュニケーションは、取組状況を内外に周知するとともに、業界全体の取組や意識の向上につながるため、非常に重要な取組の手段となるでしょう。コミュニケーションの相手は様々ですが、大きく分けると、所属団体も含めた事業者団体内に向けて実施する場合と、外部ステークホルダーに向けて実施する場合があります。

前者は、進捗状況を確認・報告するとともに、情報を公開することで所属団体の意識の底上げをはかり、取組への理解を深め、促進していく推進力となる可能性があります。後者は、社会的責任を果たすと同時に、事業者の取組をより効果的なものにするための意見集約の機会を提供したり、外部機関からの支援を受けやすくするという効果が期待できます。

❖ 実践

情報の共有と公開、連携のためのコミュニケーションを適宜実施します。以下にコミュニケーションにあたって重要な場面の例を紹介します。なお、コミュニケーションにあたっては、KJ 法を用いたグループ討議も有効な手段のひとつです。

① 事業者団体内、所属団体とのコミュニケーション

事業者団体の組織内部や所属団体との連携は、取組を効果的に進めていく上で非常に重要です。

取組を進める担当者は、取組の各場面（指針等作成時、モニタリング時等）で団体内・もしくは所属団体に対して情報を適宜発信し、コミュニケーションをとり、取組を推進していくことが望まれます。コミュニケーションをとることが推奨されると考えられる場面を、以下に例示します。

場面	内容
指針等作成時	<ul style="list-style-type: none">・ 業界として生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組んでいくという姿勢を示すとともに、作成した指針の内容を伝達する。・ 指標や目標とする期間の設定段階で所属団体の合意を得ることが望ましい。
モニタリング時	<ul style="list-style-type: none">・ 業界をとりまとめる立場として、所属団体の取組状況を何らかの形で把握できるようにしておくことが望ましい。・ 結果はフィードバックすることで、所属団体の意識の底上げにもつながる。・ 必要に応じて、特に先進的な所属団体の取組を業界団体として表彰することも有効と考えられる。
能力構築	<ul style="list-style-type: none">・ 生物多様性に関する能力を高めることは、個別団体（特に中小の事業者）では難しいと考えられる。事業者団体が主体となって能力構築の場を提供することが望ましい。

ニーズの把握、課題の共有	・研修や部会において所属団体からどのような要望があるのか、課題を抱えているのか把握することが重要である。
--------------	--

② 外部ステークホルダーとのコミュニケーション

外部ステークホルダーとのコミュニケーションは、業界の取組を公表するとともに、所属団体等にとってのモチベーションにつながることもあるでしょう。また、地域住民など多様な主体に業界の事業活動における取組をPRすることにもつながる可能性があります。

場面	内容
取組全般	<ul style="list-style-type: none"> ・業界によってはサプライチェーンの上下流の事業者団体・サプライヤーと調整が必要な場合があり、この際の窓口・調整役となる。 ・市民団体（NGO や NPO）の窓口となり、個別事業者では対応しきれない課題の解決に努める。 ・行政に対する要望をとりまとめ、提出する窓口となる。
指針等策定時	<ul style="list-style-type: none"> ・業界として生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組んでいくことを対外的に示す。 ・指針作成過程において、外部ステークホルダーの意見を取り入れることで、当該業界に求められている事項が明確化するとともに、策定後の連携につながる。 ・業界の事業活動の持続可能性をPRすることにもつながる。
取組状況に関する情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に取り組状況をまとめ、公にする。あるいは報告できる形にとりまとめておくよう努める。 ・活動をフォローアップしていることを対外的に示すとともに、所属団体のモチベーション（意識の底上げ）にもつながる可能性がある。 ・外部ステークホルダーの意見を踏まえ、取組の改善をはかる。
消費者に対する働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> ・業界によっては消費者教育の一旦を担うこととなると考えられる。 ・消費者意識が変わり、購買行動が変化することで、経済界における取組が促進される可能性がある。

❖ 取組事例

既存の取組事例を以下に紹介します。

場面	対象		内容	事業者団体
	事業者団体 内、所属団体	外部ステーク ホルダー		
指針等策 定時	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会員企業向けの普及・啓発用のパンフレット、リーフレットを取りまとめ、配布したほか、ホームページで公開している。 ・ ホームページ等を通じて環境行動自主計画の共有を図っている。 	一般社団法人 日本建設業連 合会
	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生物多様性指針を発表した際には、会報の他、総会や各種研修の場で発信。 ・ 外部のステークホルダーに対しては製薬協ニュースレターで発信したほか、環境報告書に記載した。 	日本製薬工業 協会
	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学識者や市民団体、日本製紙連合会の原材料部企画運営委員会のメンバーを中心とした会員企業からなる委員会を立ち上げ、外部ステークホルダーの意見を踏まえた形で指針を策定した。 ・ HP での公開と会員企業への周知を行った。 	日本製紙連合 会
	—	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「エコアクション 2020」の見直しにあたって、環境分科会に外部有識者を招聘し、調達や生物多様性との関係性把握について留意点等の指摘を頂いた。 	一般社団法人 プレハブ建築協 会
能力構築	○	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会員企業向けに生物多様性に関する勉強会を実施した。 	日本製紙連合 会
	○	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育・啓発ツール「LSB」(p11)を開発し会員企業へ無償で提供している。また、会員企業向けのセミナーや LSB を使った講義などを行っている。 	電機・電子 4 団 体
ニーズの把 握、課題の 共有	○	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所属企業へのアンケートによって所属企業のニーズを把握している。 	日本製薬工業 協会
	○	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 木材チップを取り扱う主な企業の担当者が入っている林材部会で定期的にコミュニケーションをはかっている。 	日本製紙連合 会
	○	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的に環境分科会を開催し、会員企業と意見交換する場を設けている。 	一般社団法人 プレハブ建築協 会
モニタリン グ、取組状 況に関する 情報発信	—	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ パンフレット、リーフレットの作成、現場見学会、エコプロダクツ展での PR や、ホームページで公開している。 	一般社団法人 日本建設業連 合会
	—	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ ステークホルダーとの意見交換会を開催し、課題や指針の改善について意見を得た。(BOX H-1 参照) 	日本製紙連合 会

	○	○	・ アンケート結果をもとに優良事例を発信するなどしている。	電機・電子 4 団体
	○	○	・ 業界団体が主体となり開催する年 1 回の公開シンポジウムにおいて、「エコアクション 2020」の実績報告を実施している。	一般社団法人 プレハブ建築協会

※ モデル事業において実施した取組事例の詳細は以下の BOX をご参照ください。

【BOX H-1 : 日本製紙連合会 ステークホルダーとの意見交換会の開催】

日本製紙連合会では、特に生物多様性の保全と持続可能な利用の取組は、環境 NGO だけでなく、サプライヤーや消費者団体など、製品にかかる様々なステークホルダーとの連携が不可欠であるとの観点から、以下に示すステークホルダーとの意見交換会を実施しました。

意見交換会は、「生物多様性保全に関する日本製紙連合会行動指針」（2014年6月）をテーマとしました。その結果として、同指針の改善に関する事項や、ステークホルダー間の連携に関する意見など、多くの前向きな意見が得られました。



分類	参画組織
環境 NGO、消費者団体	FoE Japan
	公益財団法人世界自然保護基金ジャパン（WWF ジャパン）
	グリーン購入ネットワーク
学術団体	公益財団法人地球環境戦略研究機関 IGES
サプライヤー	一般社団法人日本林業技術協会
	日本木材青壮年団体連合会
行政	環境省 自然環境局自然環境計画課 生物多様性施策推進室
	林野庁 森林整備部森林利用課

行動指針等作成済みの事業者団体の取組事例

本手引きにおいて事例として扱っている行動指針等作成済みの以下の5団体について、次ページ以降に取組の概要、主な取組の進め方をご紹介します。

- ・ 一般社団法人 日本建設業連合会
- ・ 日本製薬工業協会
- ・ 日本製紙連合会
- ・ 電機・電子4団体
- ・ 名古屋商工会議所

一般社団法人 日本建設業連合会	
行動指針等の概要	<p>「建設業の環境自主行動計画 第5版（2013-2015年度）」（2013年4月作成）</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 自然共生社会（生物多様性の保全および持続可能な利用の促進） <ul style="list-style-type: none"> ・ 生物多様性の保全に配慮した技術や手法開発の促進 ・ 建設工事における生物多様性の保全および持続可能な利用に配慮した取組みの促進 <p>(URL: http://www.nikkenren.com/kankyuu/jisyu.html)</p>
背景・きっかけ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本建設業連合会では、生物多様性部会が中心となり、「生物多様性と建設業の関わり」をテーマとして2009年より様々な取組を始めている。 ・ CBD-COP10等を契機として、環境委員会でも生物多様性に目を向けるべきという機運となり、それまでは環境リスクマネジメント、CSR、建設副産物対策が環境関連の課題の中心だったが、世界的な新しい流れとして生物多様性に取り組むこととした。
主な取組の進め方	<div style="background-color: #e0f0e0; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>【A】 体制構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境委員会の下で生物多様性部会が担当している。 ・ 環境委員会および生物多様性部会では学識者、有識者から意見・アドバイスを受けている。 </div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">↓</div> <div style="background-color: #e0f0e0; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>【B】 関係性把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所属企業へアンケートを実施し、各企業で生物多様性に関してどのような取組を実施しているかを調査し、今後取り組むべき方向性について検討を行った。 </div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">↓</div> <div style="background-color: #e0f0f0; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>【C】 指針作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指針を新たに作成したわけではなく、環境自主行動計画に追加した。 ・ 2009年の第4版に「生物多様性」の文言を初めて項目として追加した。 ・ 2013年の第5版では、生物多様性に関する取組として「自然との共生」の章を追加。以降の改訂等のスケジュールは環境自主行動計画に依る。 </div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">↓</div> <div style="background-color: #e0e0f0; padding: 5px;"> <p>【F】 モニタリング</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 取組状況や、見直しは、環境自主行動計画の見直しに依る。 </div>
能力構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ アンケートを通じて生物多様性保全の認知度、会員企業の取組意識の差が大きいことが確認されたことから、会員企業全体の意識の底上げを図るため、啓発パンフレット、リーフレットを作成・配布、ホームページで公開した。
コミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページ等を通じて環境行動自主計画の共有を図っている。 ・ 会員企業向けの普及・啓発用のパンフレット、リーフレットを取りまとめ、配布、ホームページで公開している。 ・ パンフレット、リーフレットの作成、現場見学会、エコプロダクツ展でのPR、ホームページでの公開を行っている。
苦勞した点、工夫した点など	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目標設定が難しかった。温暖化や廃棄物は数値目標が決めやすいが、生物多様性は設定しにくい。実施方策や取組を掲げることで目標としている。 ・ 大企業はすでに重要性は認識しており、規模の小さな企業の底上げをしたい。

※2015年6月時点

日本製薬工業協会	
行動指針等の概要	<p>「生物多様性に関する基本理念と行動指針」（2012年1月作成）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地球温暖化防止の取組の推進 2. 資源の持続可能な利用 3. 化学物質による環境リスクの低減 4. 生物多様性保全への基盤作り <p>(URL:http://www.jpma.or.jp/about/basis/tayousei/)</p>
背景・きっかけ	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性基本法の制定や経団連の生物多様性宣言の策定などにより、日本製薬工業協会として、生物多様性の保全などに関する意識が高まった。 ・所属企業の環境担当者からも、生物多様性の保全を実施するということを経営層に説明するうえで指針等が必要との要望があった。
主な取組の進め方	<div style="background-color: #e6f2e6; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>【A】体制構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存の環境安全委員会やその下の環境部会が中心となって、検討を進めた。 ・当該委員会には、日本製薬工業協会の全会員会社（2015年6月現在、72社）が自主参加している。 </div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">↓</div> <div style="background-color: #e6f2e6; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>【B】関係性把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2011年度：環境安全委員会の取組課題として行動指針の策定を検討することを年度計画に明記した。 ・2012年度：指針および理念作成の具体的な検討を実施した。 ・環境（特に水など）に関する意識はもともと高く、環境負荷に対する様々な取組を実施していた。 ・所属企業や他業種の先進事例を参考に、化学物質の取扱など環境に関する取組を生物多様性の観点から考え直し、生物多様性への依存度と影響度を分析した。 </div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">↓</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="background-color: #e6f2e6; padding: 5px; width: 60%;"> <p>【C】指針作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2012年度：指針および理念作成の具体的な検討を実施した。 ・既存の指針等を参考にしつつ、地球温暖化防止等の既存の取組を生物多様性の観点から見直し、さらに生物多様性の項目を合わせた形で、基本理念と行動指針を策定した。 </div> <div style="background-color: #fce4d6; padding: 5px; width: 35%; text-align: center;"> <p>【H】コミュニケーション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境部会で議論を行い、環境安全委員会で方針を設定。 ・知的財産委員会（ABS対応）と調整後、理事会に諮り、最終的に指針が </div> </div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">↓</div> <div style="background-color: #fce4d6; padding: 5px;"> <p>【H】コミュニケーション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指針は環境安全委員会総会や各種研修の場で発信している。 ・製薬協ニュースレター、環境報告書、かんきょうニュースへ記載している。 </div>
能力構築	<ul style="list-style-type: none"> ・所属企業を対象とした研修会を開催し、外部講師による講演、所属企業の先進事例について発表を通じ、情報共有を実施している。 ・環境安全委員会のメンバーを対象にアンケートを実施し、結果と同時に優良事例について各社にフィードバックしている。
コミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ・所属企業とは、環境安全委員会の会報の他、総会や各種研修の場で情報を共有している。 ・環境安全委員会のメンバー（22社）へのアンケートによって所属企業のニーズを把握している。 ・外部のステークホルダーに対しては製薬協ニュースレターにより情報を発信するほか、環境報告書に記載している。
苦労した点、工夫した点	<ul style="list-style-type: none"> ・全く新しい取組というよりは、生物多様性とこれまでの取組を関連付けることが重要である。 ・事例を積極的に紹介し、業界全体で取り組むという雰囲気の醸成が重要である。

※2015年6月時点

日本製紙連合会	
行動指針等の概要	<p>「生物多様性に関する日本製紙連合会行動指針」(2014年6月作成)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業体制 ・ 持続可能な森林経営 (Sustainable Forest Management) ・ 責任ある原料調達 (Sustainable Procurement) ・ 社会的な環境貢献活動 (Social Contributions as CSR) <p>(URL: http://www.jpa.gr.jp/topics/nr.php?topicsid=35)</p>
背景・きっかけ	<ul style="list-style-type: none"> ・ CBD-COP10以降、国際的な環境への意識の高まりとともに、海外植林地における生物多様性保全について個別企業ではなく業界団体全体での取組が必要ではないかとの会員企業から要望が増加してきた。
主な取組の進め方	<pre> graph TD A["【A】 体制構築 ・ 指針策定時は、検討委員会を設置して指針の策定を推進。 ・ 事業者団体の担当者として主要な企業その他、外部機関など様々なステークホルダーが入っている。 ・ 所属団体とのやり取りは林材部会で実施している。"] --> B["【B】 関係性把握 ・ 2012年度：広く一般市民や市民団体にアンケートを実施。 ・ 2013年度：外部機関に事業活動と生物多様性への依存度をの調査を依頼した。 ・ 所属団体は、木材を原材料として扱うことから、取組の重点分野を洗い出すプロセスは多くなかった。"] B --> C["【C】 指針作成 ・ 業界の事業活動が生物多様性の保全と持続可能な利用に大きく関わることを示し、新規に行動指針を作成した。"] C --> H1["【H】 コミュニケーション ・ 策定した指針を所属企業に公開した。 ・ Webを通じて一般に広く公開した。"] H1 --> F["【F】 モニタリング ・ フォローアップのためのアンケートを実施 (2015年度)"] F --> G["【G】 能力構築 ・ 会員企業向け勉強会を実施した。"] F --> H2["【H】 コミュニケーション ・ ステークホルダーとの意見交換会を実施した。"] </pre>
能力構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外部講師を招聘し、グループディスカッションを含む所属企業向けの勉強会を実施した。 ・ 今後モニタリングを実施し、結果をフィードバックする中で、徐々に意識の底上げを図る。
コミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所属企業とのコミュニケーションは定期的開催される林材部会 (所属企業のうち木材チップを取り扱う主要な企業の担当者が入っている) で実施した。 ・ 指針策定時には学識者や市民団体、日本製紙連合会の原材料部企画運営委員会のメンバーを中心とした所属企業からなる委員会で検討を行い、あらかじめ外部ステークホルダーの意見を踏まえた形で指針を策定した。 ・ 行動指針を題材として、ステークホルダー (環境 NGO、消費者団体、学術団体、サプライヤー、行政) との意見交換会を行った。
苦勞した点、工夫した点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業界内で取組が必要であるという流れをつくるのが難しかった。 ・ メリットよりもリスクについて共通認識を持つことが重要だった。



※2016年3月時点

電機・電子4団体※

※電機・電子4団体：一般社団法人日本電機工業会（JEMA）、一般社団法人電子情報技術産業協会（JEITA）、
一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会（JBMA）、一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会（CIAJ）

行動指針等の概要	<p>「電機・電子業界における生物多様性の保全にかかわる行動指針」（2015年3月作成）</p> <ul style="list-style-type: none"> 愛知目標 1、4、5、8、9、11、14、19 について、それぞれ電機・電子業界の企業が取り組む際の方向性を示している。 <p>(URL: http://www.jema-net.or.jp/Japanese/env/biodiversity2.html)</p>
背景・きっかけ	<ul style="list-style-type: none"> CDB-COP10 をうけて、電機・電子業界として愛知目標への貢献を明確にし、生物多様性保全活動を加速するため、また会員企業より業界としての方向性を求める要望に応じて、策定した。
主な取組の進め方	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【A】 体制構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 電機・電子4団体環境戦略連絡会の下に、生物多様性保全の推進支援を目的として生物多様性ワーキンググループ（生物多様性WG）を設置。生物多様性WGは主要な企業のメンバーから構成されている。有識者や外部機関、環境省に意見照会を行うなど、窓口となっている。 </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【E】 計画作成</p> <ul style="list-style-type: none"> 取組着手時に生物多様性WGの中期計画を作成し、レビューの上、ロードマップを作成した。 </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【B】 関係性把握</p> <ul style="list-style-type: none"> 所属企業へアンケートを実施し、取組の優良事例を集約した。 収集した事例等を踏まえ、事業活動と愛知目標との関係性整理と愛知目標との関連性分析を行い、所属企業が取り組みやすい分野について抽出した。 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>【H】 コミュニケーション</p> <ul style="list-style-type: none"> 所属企業へアンケートを実施し、取組の優良事例を集約した。 収集した事例等を事例集としてフィードバックしている。 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>【D】 目標設定</p> <ul style="list-style-type: none"> 生物多様性WGにおける内部目標を設定した。 </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>【G】 能力構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業活動と生物多様性との関係性についての理解、保全活動の促進を目的とした会員向けのツール（LSB）を開発した。 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>【C】 指針作成</p> <ul style="list-style-type: none"> 愛知目標に対して、業界として積極的に推進する項目を抽出し、所属企業が具体的に取り組むための道しるべとして行動指針をとりまとめた。 </div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; width: 45%; margin-left: auto;"> <p>【F】 モニタリング</p> <ul style="list-style-type: none"> 会員企業へのアンケート形式によるモニタリングならびにフィードバックを実施している。 </div>
能力構築	<ul style="list-style-type: none"> 教育・啓発ツール「LSB」（P11参照）を開発し、会員へ無償で提供している。必要に応じて出張授業も実施している。 説明会、勉強会、セミナー等を開催している。
コミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> アンケート結果をもとに優良事例を発信しているほか、アンケートを通じて所属企業からの要望を引き出している。 上位組織である電機・電子4団体環境戦略連絡会で情報共有を行っている。 作成に当たっては、IUCN（国際自然保護連合）やNACS-J（日本自然保護協会）、環境省などに意見照会を実施した。
苦労した点、工夫した点	<ul style="list-style-type: none"> 愛知目標と関連づけたスタイルとし、定性的な分析を加味し関連性の深い目標を選定した。 既に行っている活動を生物多様性保全の視点から再定義することで貢献できている取組みがあることを示し、指針の解説と具体的な取組み事例を充実させた。

※2015年6月時点

名古屋商工会議所	
行動指針等の概要	<p>「事業活動と生物多様性ガイドブック～関連の把握と取り組みの考え方～」 (2012年3月作成)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業活動と生物多様性の関連の把握と取り組みの考え方についてわかりやすく解説している。 <p>(URL: http://www.meisho-ecoclub.jp/?page_id=49)</p>
背景・きっかけ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 愛知県は「愛・地球博」において環境に関する先進的な取組を進めてきた経緯がある。ポスト万博と言われる中で、名古屋市での CBD-COP10 の招致が決まり、商工会議所としても CBD-COP10 を盛り上げるためにも環境分野にもっと力を入れていきたいという認識があった。また、CBD-COP10 の準備にあたり、企業に対する呼びかけは 1 つの柱となっていた。 ・ CBD-COP10 では愛知目標や名古屋議定書が採択され、今後、産業界においても生物多様性の保全と持続可能な利用という考え方がより重要となっていくことをふまえ、本ガイドブック作成に至った。
主な取組の進め方	<div style="background-color: #e0f0e0; padding: 5px; border: 1px solid #ccc;"> <p>【A】体制構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境委員会の中に有識者や大企業を含む専門部会を設置し、幅広い観点から検討を進めた。 </div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">  </div> <div style="background-color: #ffe0b2; padding: 5px; border: 1px solid #ccc;"> <p>【G】能力構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業向けに生物多様性と事業活動との関わりを把握できるチェックシート「事業活動と生物多様性ガイドブック」(P11 参照)を開発し、ウェブサイトで公開している。 </div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">  </div> <div style="background-color: #ffe0b2; padding: 5px; border: 1px solid #ccc;"> <p>【H】コミュニケーション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ セミナーやワークショップも開催して周知を図っている。 </div>
能力構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業向けに生物多様性と事業活動との関わりを把握できるチェックシート「事業活動と生物多様性ガイドブック」(P11 参照)を開発し、ウェブサイトで公開している。
コミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会員企業の環境活動をサポートする会員制のクラブとして「名商 eco クラブ」を設置している。視察会、セミナー、交流会、専用 WEB による自社 PR などによるビジネスチャンス獲得等をサポートしている。 ・ 愛知県や名古屋市とは常時連携している。 ・ ビジネス分野では環境パートナーシップ・CLUB (EPOC) との連携や、イベント時には経団連等と連携することもある。
苦労した点、工夫した点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業はトップの意識次第で生物多様性関連の取組の実現性が左右され、トップの合意がないと取組が広まらない。 ・ ガイドブック等のツールについては、多くの事業者に使ってもらうため概要版を配布するなど、広く周知するように努めた。

※2015年6月時点



生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた事業者団体向け手引き（案）

2016年3月時点

編集 環境省自然環境局

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

TEL: 03-3581-3351（代表）

URL: http://www.biodic.go.jp/biodiversity/private_participation/

編集協力 いであ株式会社・公益財団法人地球環境戦略研究機関

地球のいのち、つないでいこう

生物多様性